

西都市 障害者基本計画

令和6年度～令和11年度

第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
宮崎県 西都市

はじめに

今日、住み慣れた地域で障がいのある人が生きがいや役割を持ち、自らの望む生活を送り続けられる、そして、障がいのある人もない人も、共に安心して生活できる社会の実現が求められています。

近年、国においては地域共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定など重要な法令の整備が進み、障がいのある人が個人として尊厳に満ちた生活を営むことができるよう、総合的な支援が図られるようになりました。



本市においても、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、コロナ禍を契機としたさらなる地域のつながり・支え合いの低下に加え、高齢者社会と労働市場の変化を起因とする福祉人材の不足など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、障がいのある人の高齢化や重度化、保護者の高齢化が進む中で「親亡き後」の対策も喫緊の課題であり、必要なサービス量の確保と適切な支援の安定提供のため、より時代のニーズに即した施策の推進や包括的な支援体制の構築などがますます重要となっています。

こうした中、新たな課題やニーズに的確に対応するため、「西都市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人が安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、各種施策に取り組んでいくことにしております。

本計画の推進のためには、地域での相互理解を深めるとともに、保健や医療、教育、雇用等の分野における関係者や事業者と連携して各種施策に取り組んでいくことが重要となりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました西都市障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

西都市長 **橋田 和実**

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画期間	5
4. 計画の対象と範囲	5
5. 計画の策定体制	6
第2章 西都市における障がいのある人の状況	7
1. 人口・障がい者数の推移	7
2. アンケート調査結果	13
第3章 基本理念及び施策の体系	34
1. 基本理念	34
2. 施策体系	35
第4章 基本理念実現のための施策展開（障害者基本計画）	36
1. 共生社会実現のための啓発・広報の推進	36
2. 安全・安心のための相談支援の充実	39
3. 生活支援のための環境づくり	42
4. 健やかに暮らせるための保健・医療の充実	46
5. 子どもたちのニーズに応じた療育・教育の推進	50
6. 自立・社会参加のための雇用・就業機会の確保	54
7. 安全で人に優しい生活基盤の整備充実	57
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	64
1. 計画の基本方針	64
2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	66
3. 成果目標の設定	67
4. 障害福祉サービスの見込量と確保方策	76
5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策	85
6. 障がい児等通所支援及び児童相談支援の見込量と確保方策	92
7. 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項	94
第6章 計画の推進体制	95
1. 計画の推進のために	95
2. 推進体制の整備	96
資料編	97
1. 西都市障害者基本計画策定委員名簿	97
2. 用語集	98

西都市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、これまでの「西都市障害者基本計画」や「西都市障害福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を令和3年5月に改正し、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。

また、令和4年9月には、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会[※]に提出した報告書に対する総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育[※]などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

西都市（以下「本市」）においても、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「西都市障害者基本計画」を平成27（2015）年3月に、「西都市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和3（2021）年3月に策定し、障がいのある人に関する各種施策を推進してきました。

この度、この3計画がともに令和5年度で計画期間の終了を迎えることから、障がい者福祉制度に係る法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「西都市障害者基本計画」・「西都市第7期障害福祉計画・西都市第3期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進していきます。

文中の※については巻末の用語集にて説明しています。ご参照ください。（以降のページも同じ）

◆国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 * 民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 * 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」施行 * 障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 * 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定 * 障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障がいのある人への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障がいのある人の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

◆障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）（令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号）の主な改正内容

● 基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ バアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT[※]の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。本市における障がいのある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を見込み、サービス提供体制の確保に係る目標を定めるものであり、障害者計画に盛り込んだ生活支援のための実施計画に当たります。

本計画は、この3つの計画を一体的に策定するものです。また、上位計画である「西都市総合計画」や「西都市地域福祉計画」をはじめ、本市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

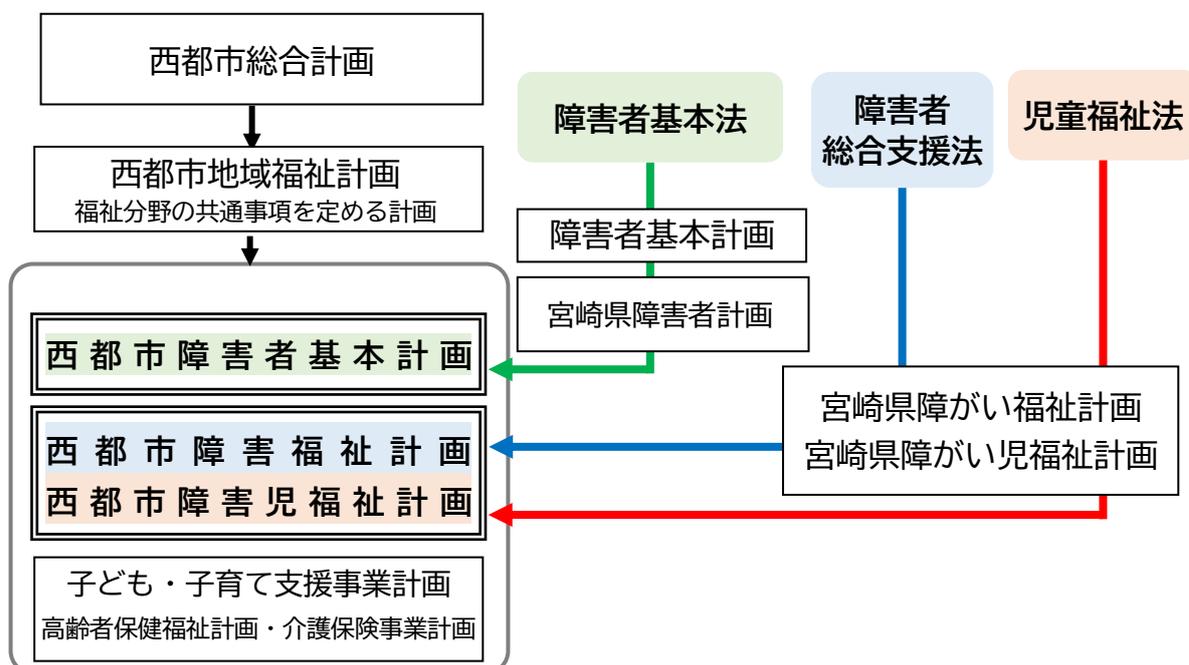
○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画期間

本市では、「障害者基本計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

① 障害者基本計画

令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度まで（6 年間）

② 障害福祉計画・障害児福祉計画

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度まで（3 年間）

* 障害福祉計画と障害児福祉計画は、3 年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障害者基本計画との整合性を図るため 3 年間とします。

令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
障害者基本計画			障害者基本計画					
障害福祉計画 (第 6 期)			障害福祉計画 (第 7 期)		障害福祉計画 (第 8 期)			
障害児福祉計画 (第 2 期)			障害児福祉計画 (第 3 期)		障害児福祉計画 (第 4 期)			

4. 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

また、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童・生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問わないものとします。

5. 計画の策定体制

本計画の策定において、障がい者福祉関係団体や学識経験者等で構成する西都市障害者基本計画策定委員会を開催し、本計画素案などの検討、審議を行いました。

また、障害者手帳所持者（身体・療育・精神）等を対象にアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。加えて、本計画素案について、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

（1）策定委員会の開催

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、福祉関係者、障がい者団体等の代表で構成された「西都市障害者基本計画策定委員会」を開催し、様々な見地からの議論をいただきました。

西都市障害者基本計画策定委員会

回	開催日	議事内容
第1回	令和5年 8月31日	①計画概要について ②計画策定スケジュールについて ③計画の現状・進捗について ④アンケートの実施について
第2回	令和6年 3月8日	①アンケート調査結果について ②計画素案について

（2）各種調査の実施

調査名称	調査対象	調査方法・調査期間	回収結果
西都市福祉に関するアンケート調査	市内在住の障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者（保護者）	郵送による配付・回収 令和5年10月20日 ～令和5年11月10日	配布 1,054人 回収 535人 回収率 50.8%

（3）パブリックコメントの実施

計画策定において、市民のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、令和6年3月に計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章 西都市における障がいのある人の状況

1. 人口・障がい者数の推移

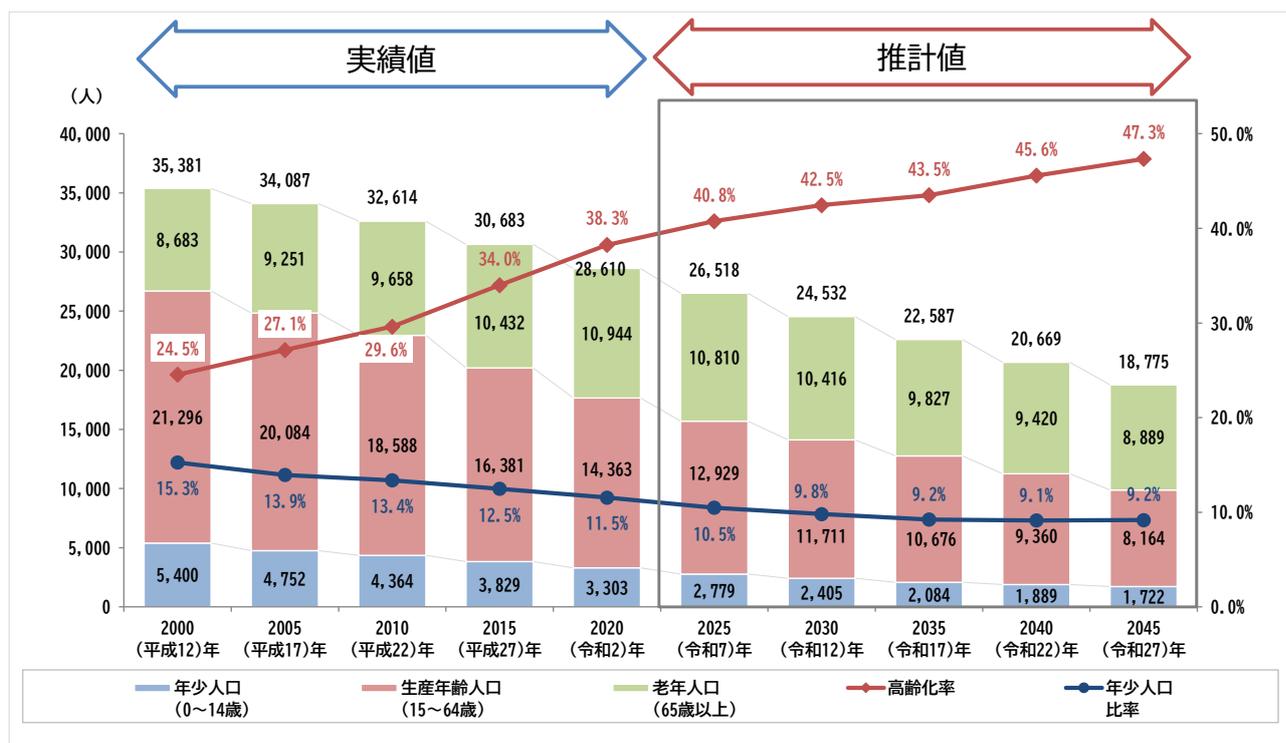
(1) 人口の推移

本市の人口は、令和2年10月1日現在で28,610人であり、平成22年の32,614人に比べ4,004人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口及び、生産年齢人口は年々減少している一方、老年人口は増加しており、令和2年では高齢化率が38.3%となっています。

今後、老年人口も令和2（2020）年をピークに減少に転じると見込まれ、人口減少がさらに加速すると予測されています。

■年齢3区分別人口の推移及び将来推計



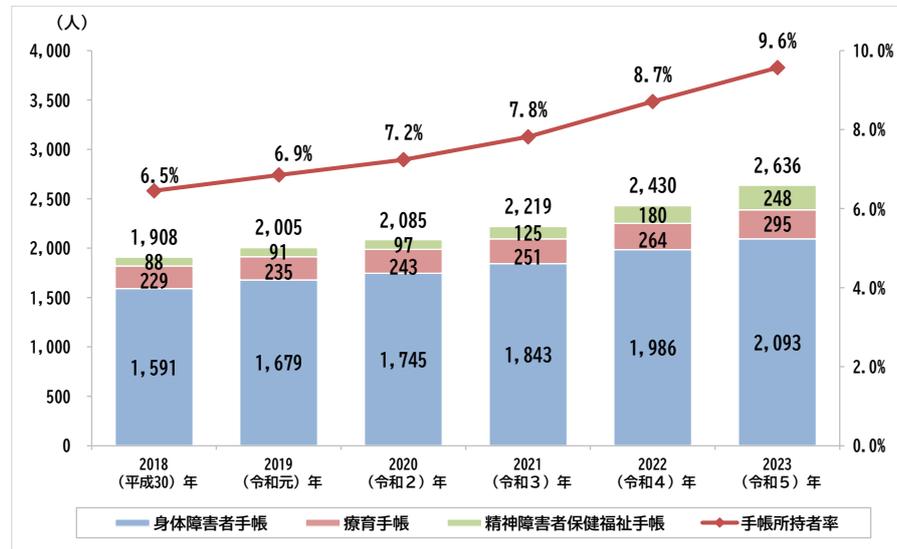
出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研R5.12公表（令和7年～令和27年）

(2) 障害者手帳所持者数の推移

①全体

本市の障がいのある人を手帳所持者数でみると、増加傾向で推移しており、令和5年では2,636人と、令和2年の2,085人より551人と増加しています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者の数が最も多く全体の8割程度を占めています。総人口に占める割合をみると、令和5年では、9.6%となっています。

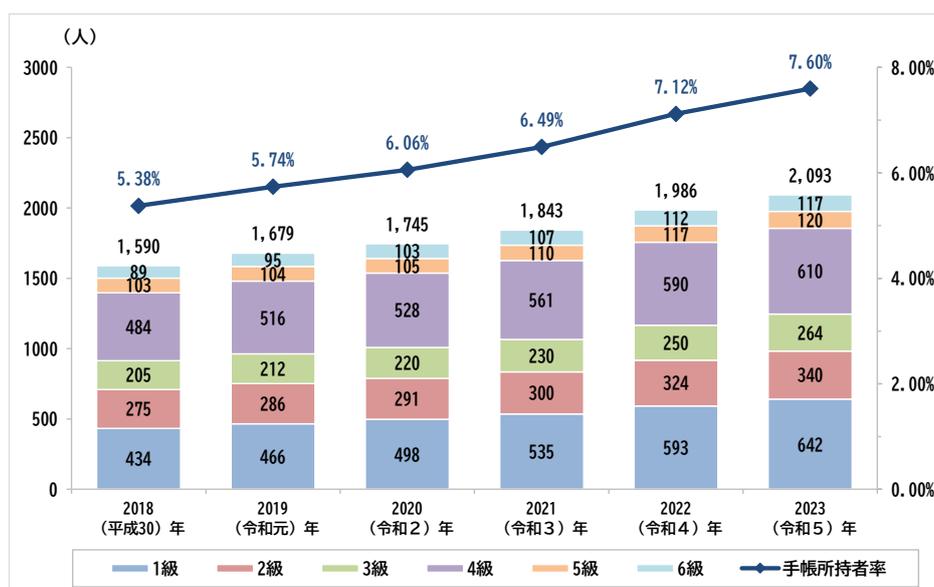


出典：総人口は住民基本台帳各年4月1日現在、手帳所持者数は西都市福祉事務所調べ

② 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者の推移をみると、増加傾向となり、令和5年では2,093人となっています。等級別にみると1級と4級が多くなっています。

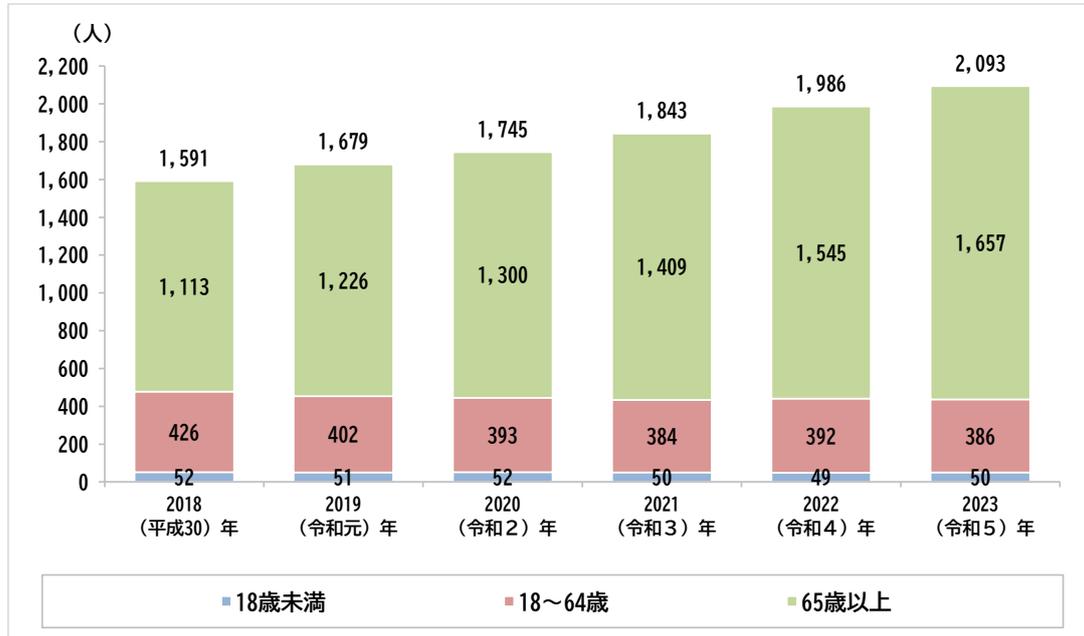
■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：西都市福祉事務所調べ（各年4月1日現在）

年齢区分別でみると、65歳以上が増加しており、令和5年では全体の8割程度を占めています。

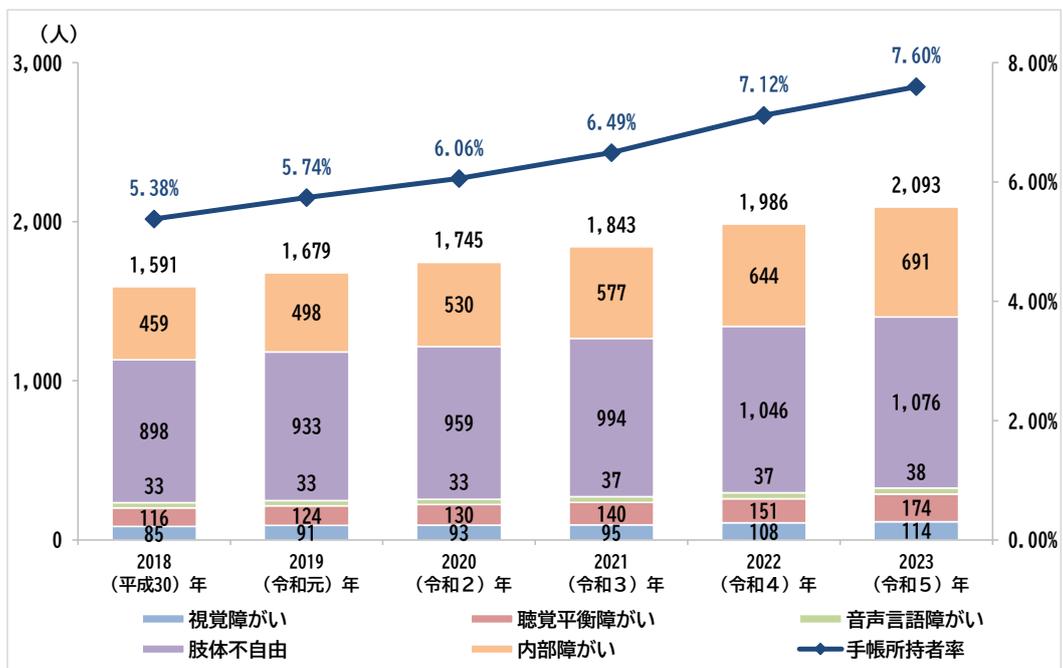
■年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：西都市福祉事務所調べ（各年 4 月 1 日現在）

障がい区分別でみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■障がい区分別身体障害者手帳所持者数の推移



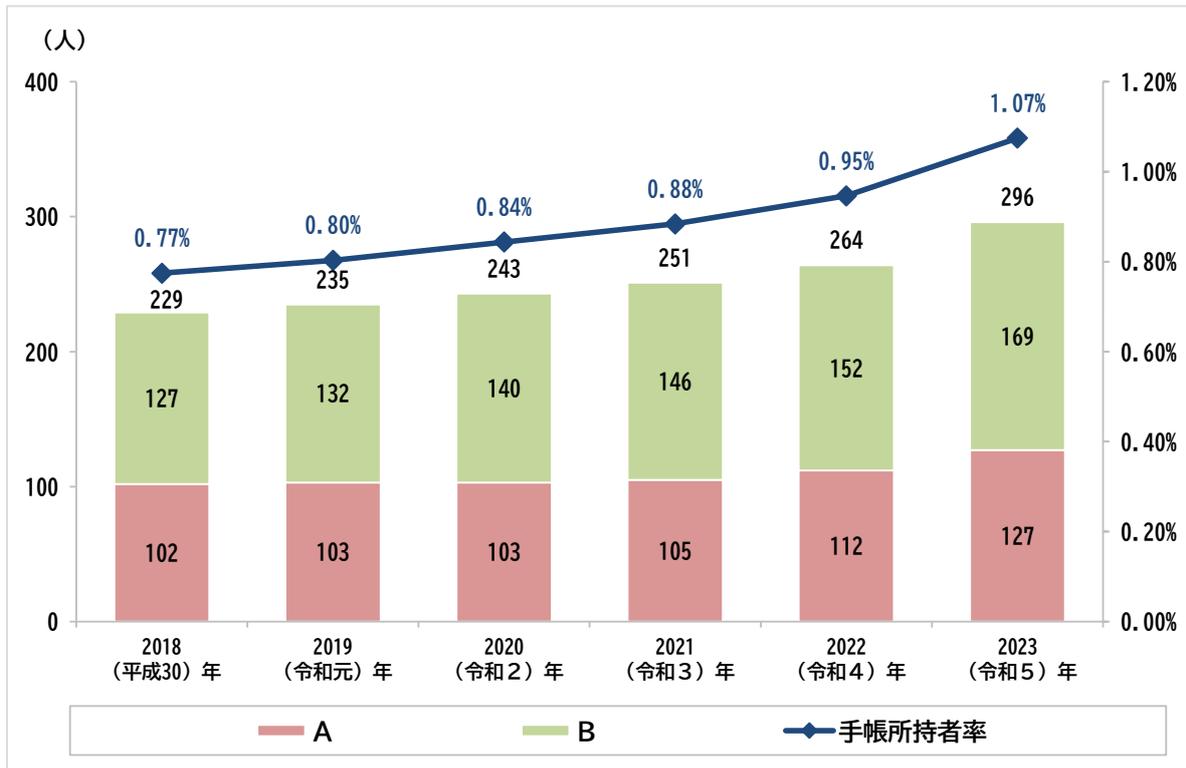
出典：西都市福祉事務所調べ（各年 4 月 1 日現在）

③ 療育手帳所持者数

平成30年以降の療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年では296人と令和2年の243人より53人増加しています。

障がい程度別でみると、Bが増加傾向となり、令和5年では全体の57%を占めています。

■障がい程度別療育手帳所持者数の推移

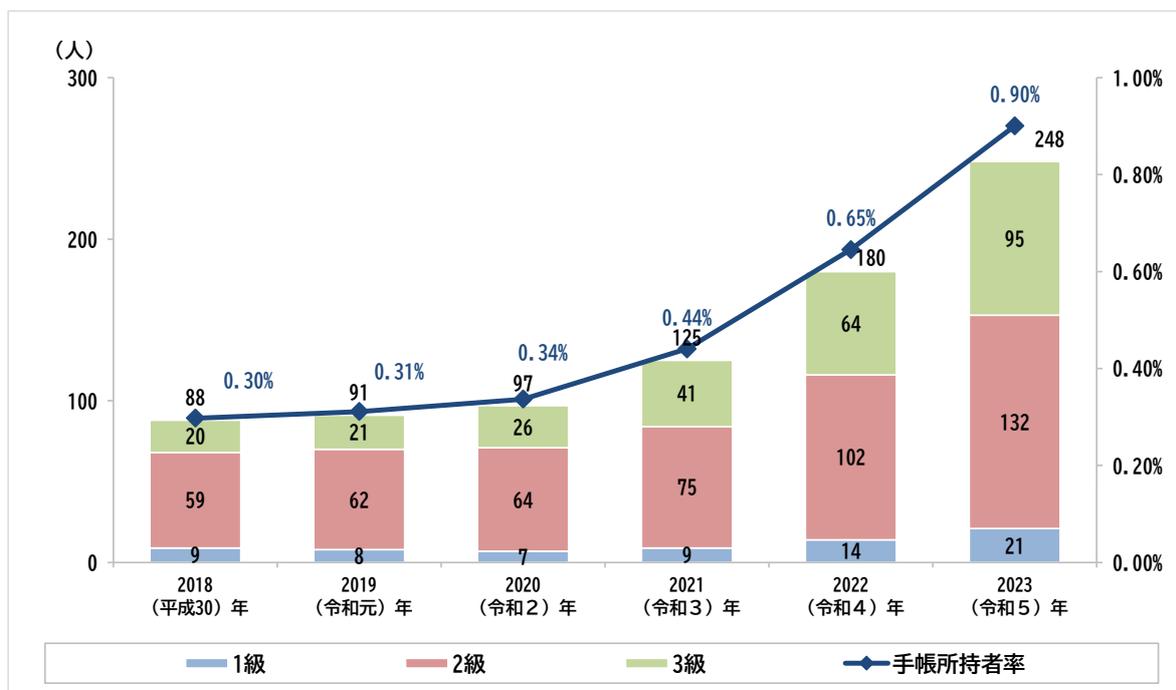


出典：西都市福祉事務所調べ（各年4月1日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体では令和3年以降急増しており、令和5年では248人となり令和2年の97人より151人の増加となっています。

■障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：西都市福祉事務所調べ（各年4月1日現在）

(3) 特別支援学級在籍者の状況

① 小、中学校の特別支援学級在籍者数の推移

平成30年以降の特別支援学級在籍者の推移をみると、増加傾向となっています。

■小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						計
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
平成30年度	9	17	15	14	12	9	10	12	72
令和元年度	9	18	10	17	12	13	11	9	72
令和2年度	9	21	12	13	23	15	12	14	89
令和3年度	9	20	14	13	12	23	23	11	96
令和4年度	8	21	12	18	11	12	21	24	98
令和5年度	8	20	5	14	19	13	15	20	86

(注) 院内学級除く

■中学校（特別支援学級）

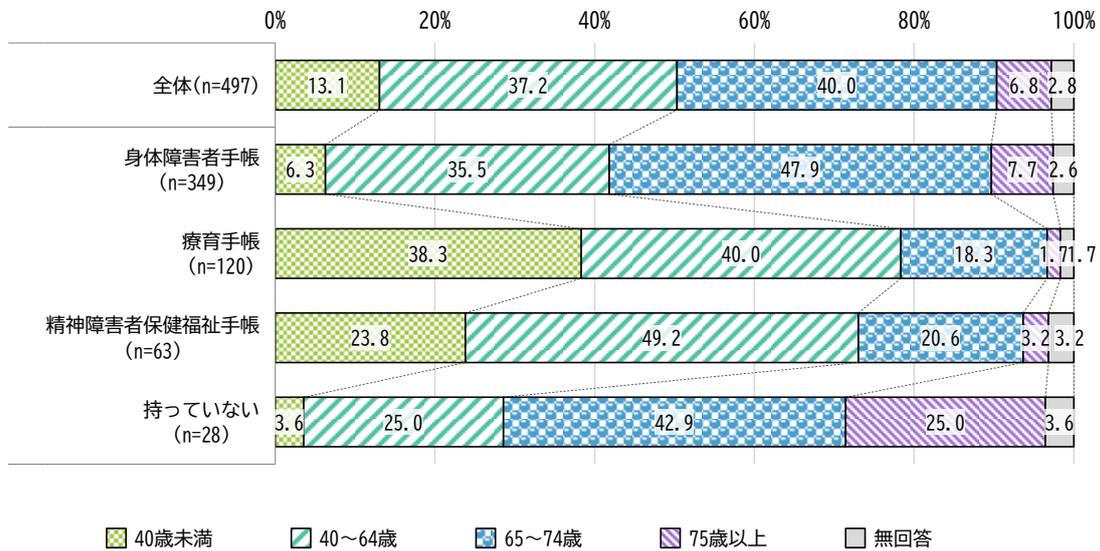
	学校数	学級数	生徒数（人）			計
			1年生	2年生	3年生	
平成30年度	6	7	6	5	2	13
令和元年度	6	7	10	6	5	21
令和2年度	6	8	4	12	6	22
令和3年度	6	9	13	4	13	30
令和4年度	6	9	9	13	4	26
令和5年度	6	12	19	11	13	43

出典：各年度5月1日現在 市教育委員会

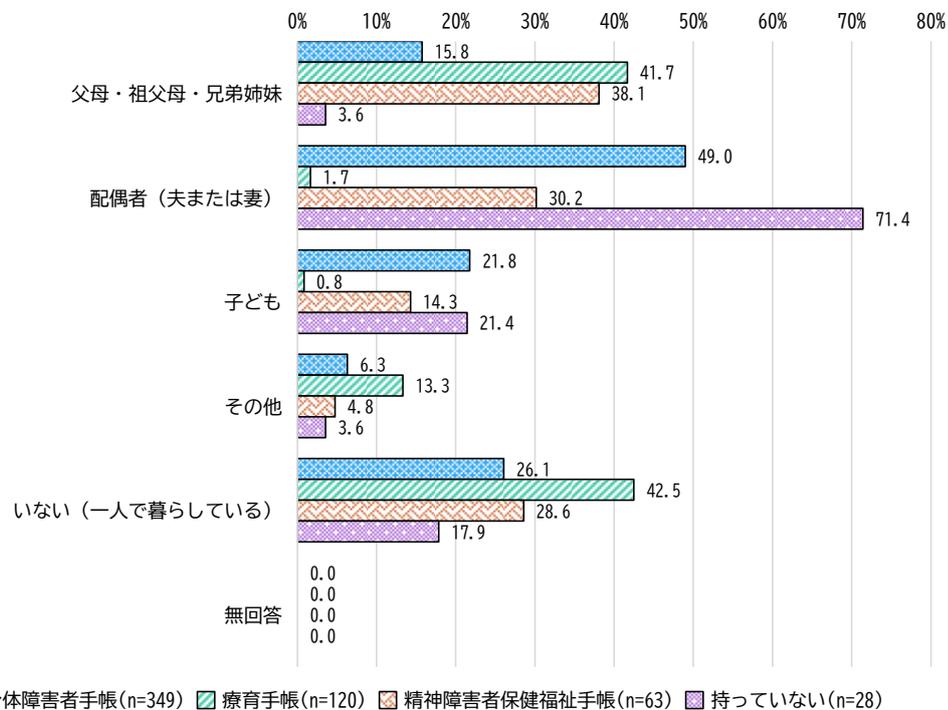
2. アンケート調査結果

(1) 回答者の属性

①年齢



②一緒に暮らしている人



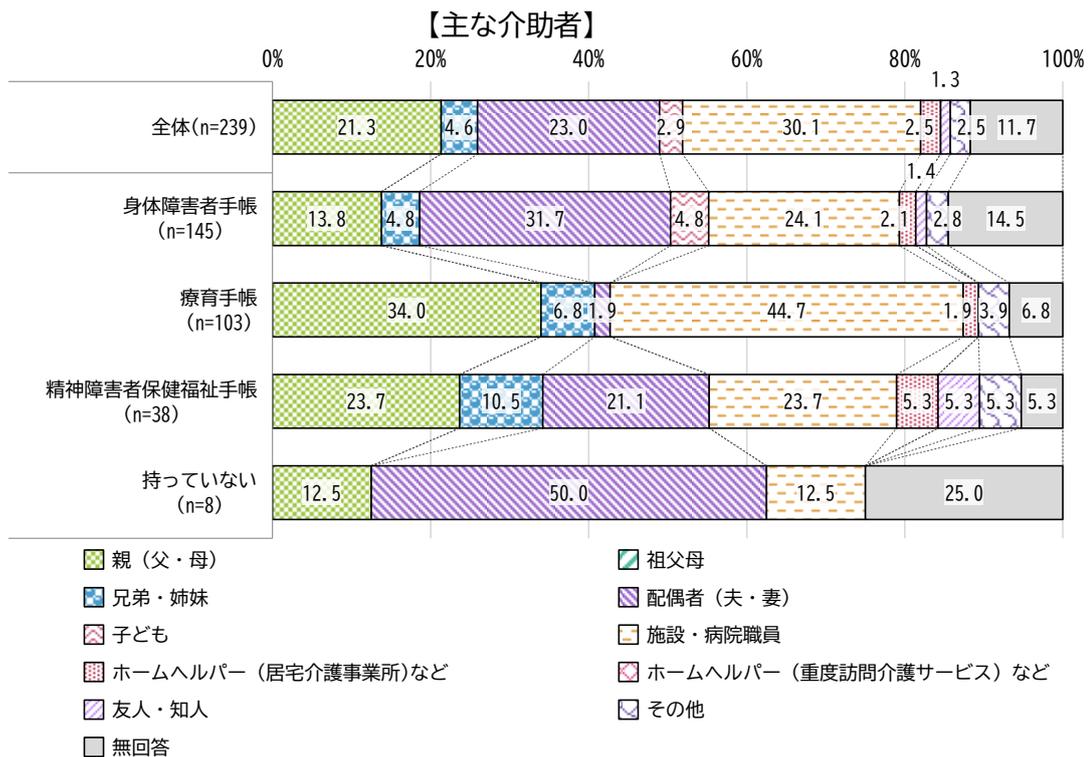
* グラフ内の n = は、回答者数を表しています。

(2) 主な回答結果

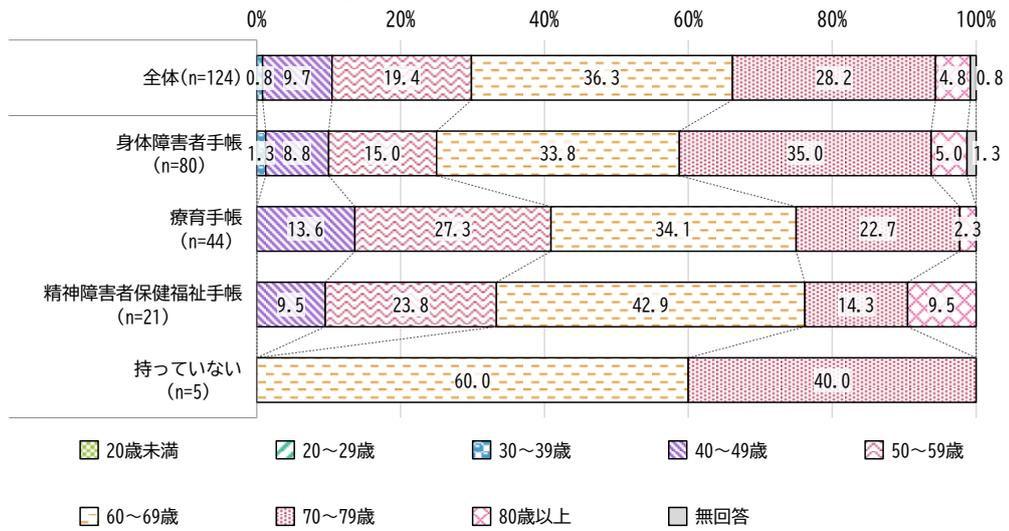
① 現在の暮らしについて

障がいのある人等の将来における重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備が必要となっています。

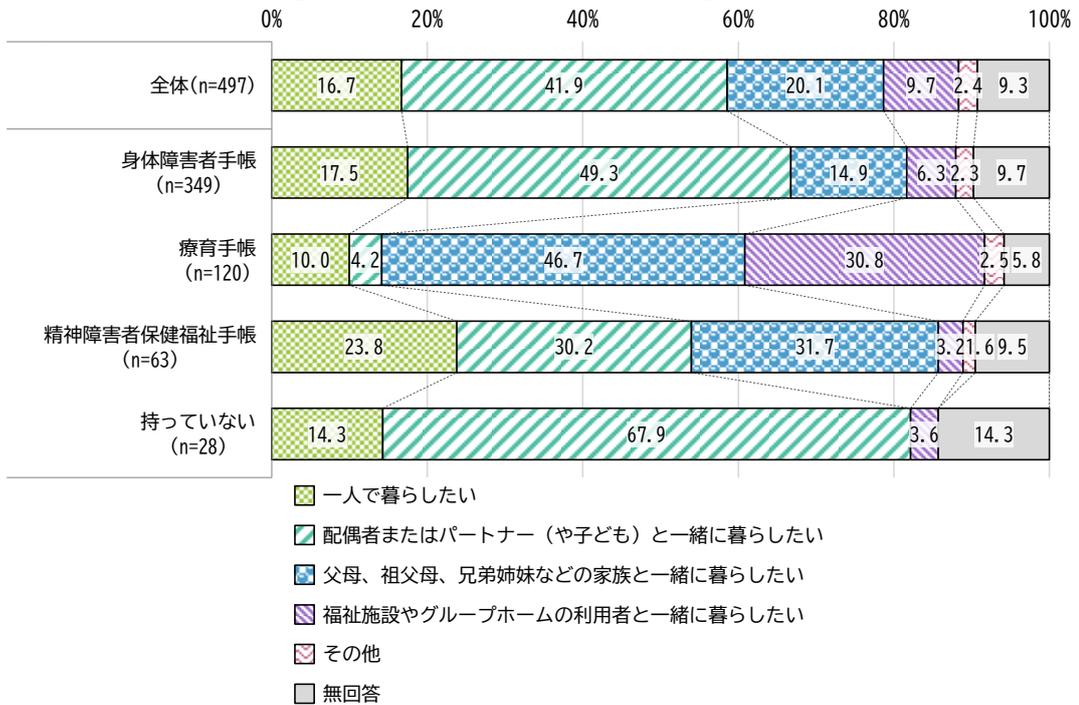
- 主な介助者について、手帳所持者別で見ると、身体障害者手帳所持者では「配偶者（夫・妻）」が最も高く、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「親（父・母）」「施設・病院職員」が高くなっています。
- 主な介助者の年齢については、「60～69歳」が36.3%と最も高く、次いで「70～79歳」28.2%、「50～59歳」19.4%となっています。
- 今後3年以内の希望する暮らし方については、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が41.9%と最も高く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」20.1%、「一人で暮らしたい」16.7%となっています。



【主な介助者の年齢】



【今後3年以内の希望する暮らし】



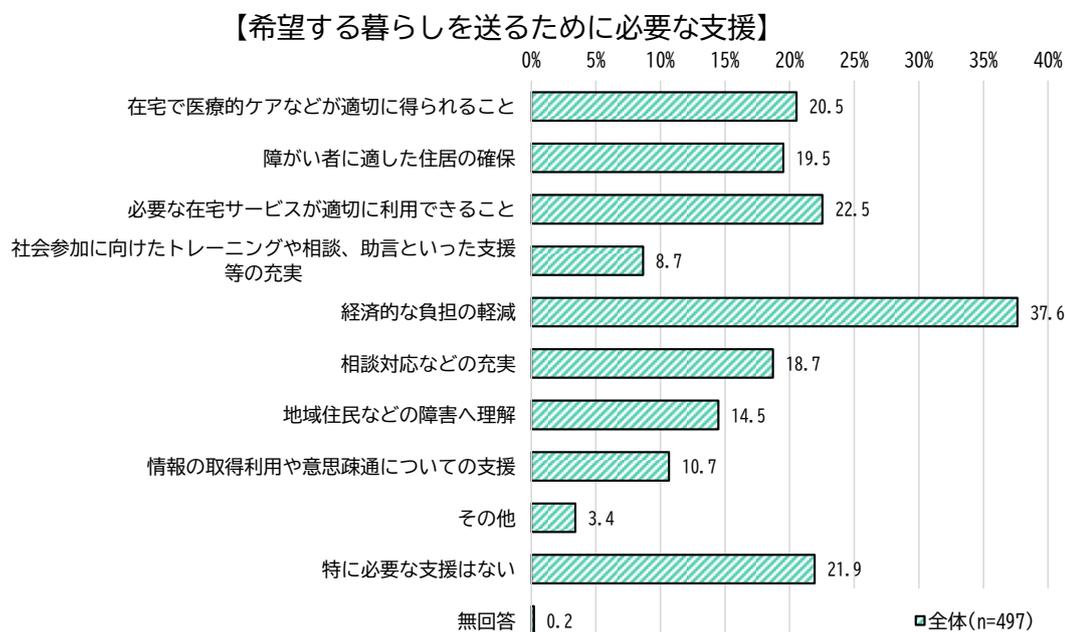
② 相談について

多様なニーズや複合的な悩みや問題に対し、総合的・専門的に対応できる包括的な相談支援体制が必要とされています。

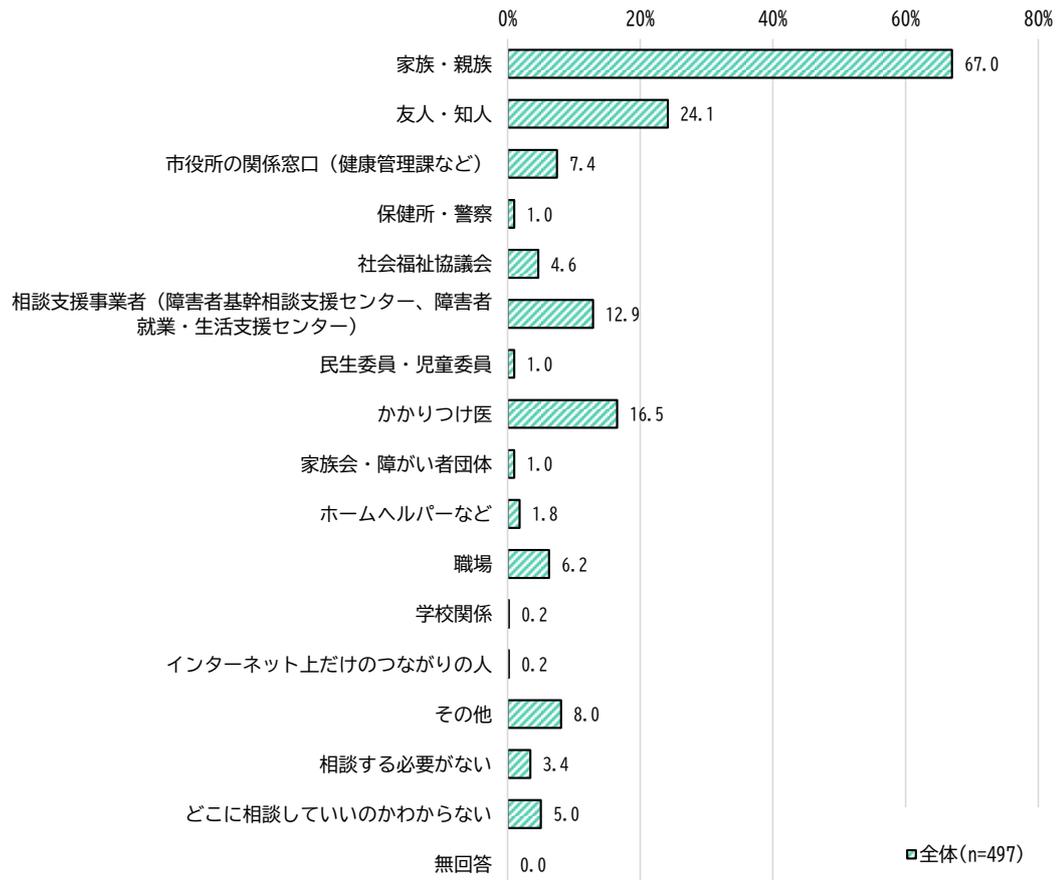
また、悩みや困りごとの主な相談先として民間や公的相談窓口を挙げる障がいのある人が少なくなっていることから、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない人も存在しているものと考えられるため、広報・周知の必要性があります。

また、自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。

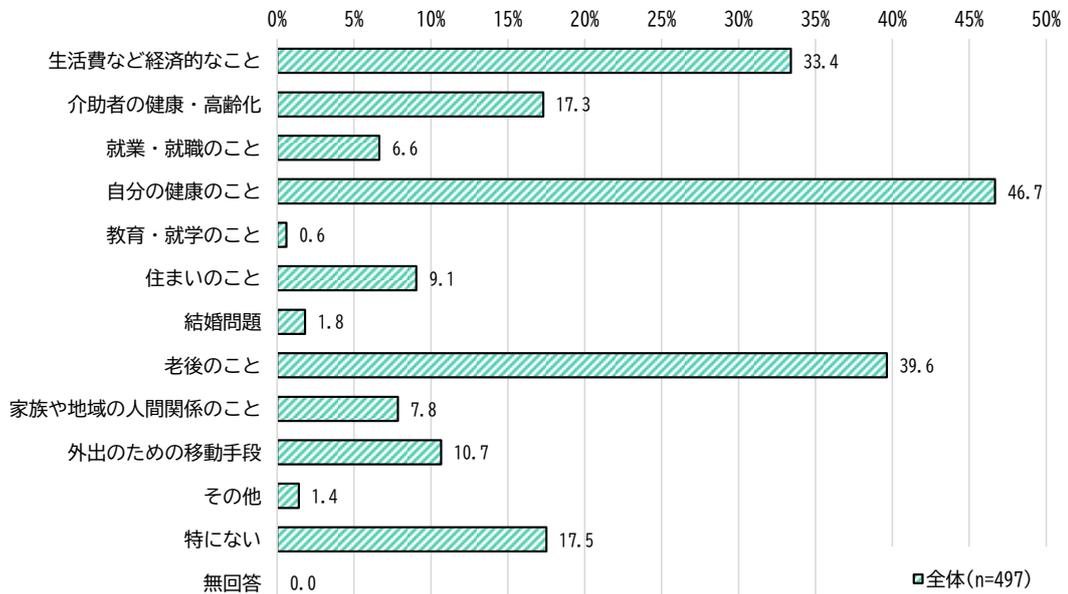
- 希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が 37.6%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」22.5%、「特に必要な支援はない」21.9%となっています。
- 悩みや困ったことの相談相手については、「家族・親族」が 67.0%と最も高く、次いで「友人・知人」24.1%、「かかりつけ医」16.5%となっています。一方、「市役所の関係窓口」や「相談支援事業所」の割合は低くなっています。
- 現在の生活における困りごとや不安に思っていることについては、「自分の健康のこと」が 46.7%と最も高く、次いで「老後のこと」39.6%、「生活費など経済的なこと」33.4%となっています。



【悩みや困ったことの相談相手】



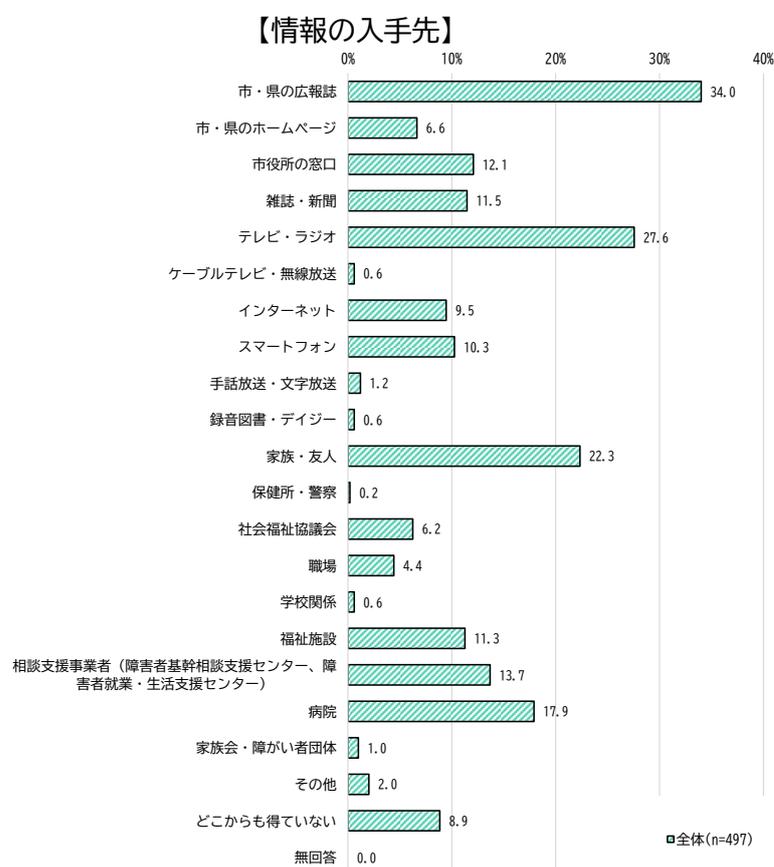
【現在の生活で困っていることや不安に思うこと】



③ 情報について

障がいのある人の自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。また、提供にあたっては、年代や手帳種別によって情報の入手方法に違いがみられることから、全ての人が必要な情報を入手できるよう、障がいの特性に配慮した多様な方法が求められています。

- 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「市・県の広報誌」が34.0%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」27.6%、「家族・友人」22.3%となっています。
- 手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「市・県の広報誌」、療育手帳所持者では「福祉施設」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「相談支援事業者（障害者基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター）」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



■手帳所持者別（上位3位）

		1位	2位	3位
全体 n=497		市・県の広報誌 34.0%	テレビ・ラジオ 27.6%	家族・友人 22.3%
	身体障害者手帳 (n=349)	市・県の広報誌 38.7%	テレビ・ラジオ 25.2%	家族・友人 20.6%
手帳所持者別	療育手帳 (n=120)	福祉施設 32.5%	相談支援事業者 (障害者基幹相談支援センター、 障害者就業・生活支援センター) 31.7%	テレビ・ラジオ 25.0%
	精神障害者保健福祉手帳 (n=63)	病院 33.3%	家族・友人 23.8%	テレビ・ラジオ 22.2%

④ 日中活動・就労・雇用について

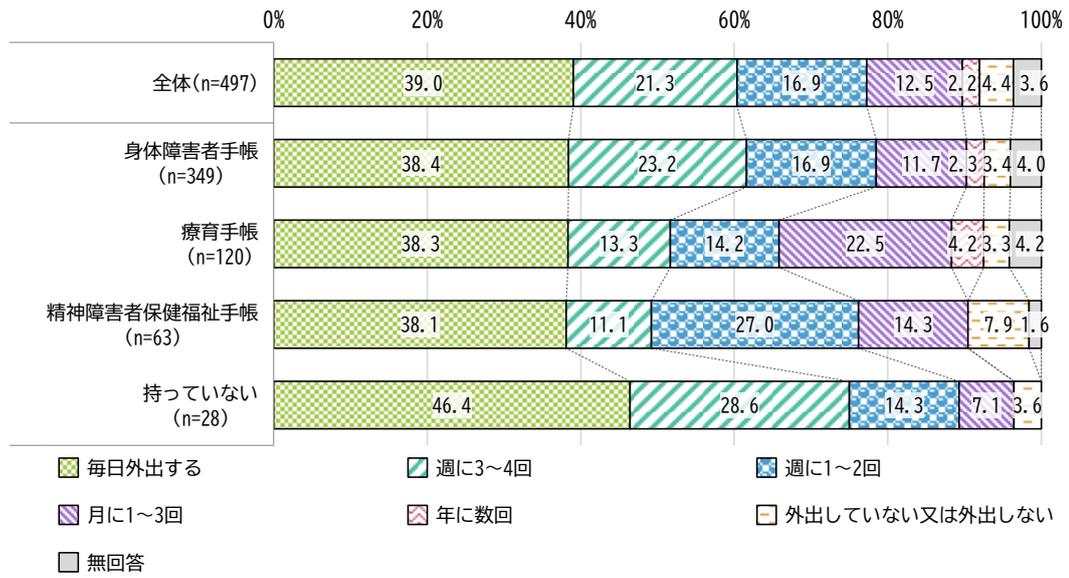
外出頻度が少ない人の外出しない（できない）理由を把握し、ニーズにあった外出支援を検討していく必要があります。

今後「収入を得る仕事をしたい」と思っている40歳以下の人が多くなっていることから、障がいのある人が自分らしく自立するための働ける環境づくりが必要となっています。

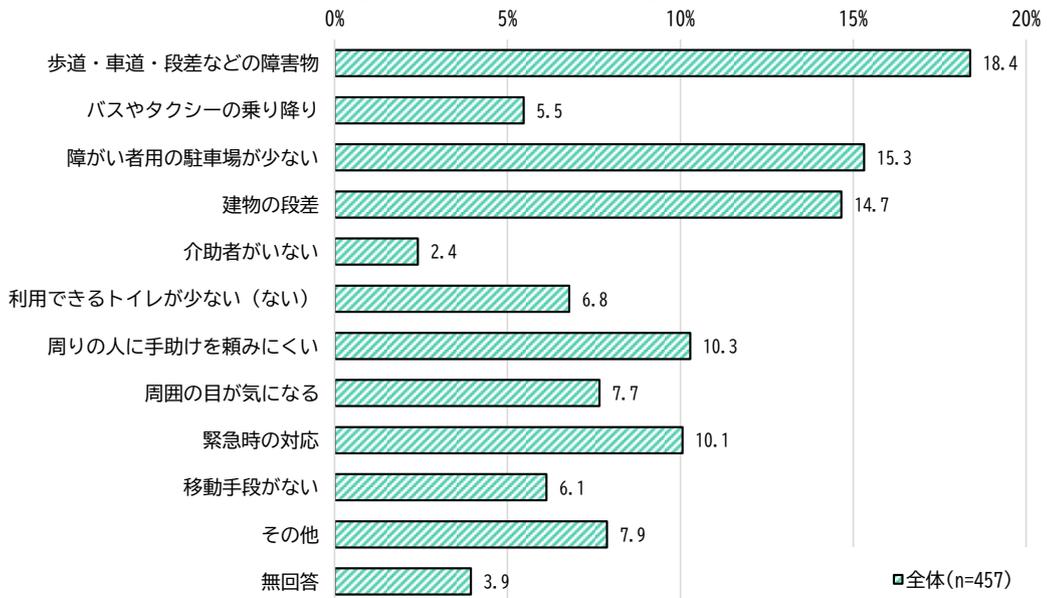
また、就労後の不安に対し、継続した支援が必要とされていることが分かります。

- 1週間の外出頻度については、「月に1～3回」（12.5%）、「年に数回」（2.2%）、「外出していない又は外出しない」（4.4%）を合わせて2割程度の人のお外出機会が少なくなっています。
- 外出する時に困ることについては、「歩道・車道・段差などの障害物」が18.4%と最も高く、次いで「障がい者用の駐車場が少ない」15.3%、「建物の段差」14.7%となっています。
- 外出していない（しない）理由については、「障がいが高く外出できない」が63.6%と最も高く、次いで「その他」22.7%、「外出手段の問題」13.6%となっています。
- 平日の日中の過ごし方については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が32.0%と最も高く、次いで「自宅で過ごしている」24.5%、「福祉施設、作業所等に通っている」13.1%となっています。
- 収入を得て仕事をしている人の就労形態については、「一般就労など正職員・正社員として働いている」が31.4%と最も高く、次いで「自営業者」27.0%、「一般就労などアルバイト・パートで働いている」24.5%となっています。
- 現在働いていない18～64歳の人のお今後の就労意向については、「仕事をしたい」が30.1%、「仕事はしたくない、できない」が44.1%となっています。
- 仕事はできない（したくない）理由については、「障がいが高く仕事ができない」が50.0%と最も高く、次いで「働くことに不安がある」25.0%、「障がいの特性により通勤が困難」23.3%となっています。
- 障がいのある人の就労支援として必要なことについては、「あなたの障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」が32.2%と最も高く、次いで「あなた自身が健康管理に気をつけること」30.4%、「あなたといっしょに仕事をする人が、障がいを理解して協力してくれること」28.8%となっています。

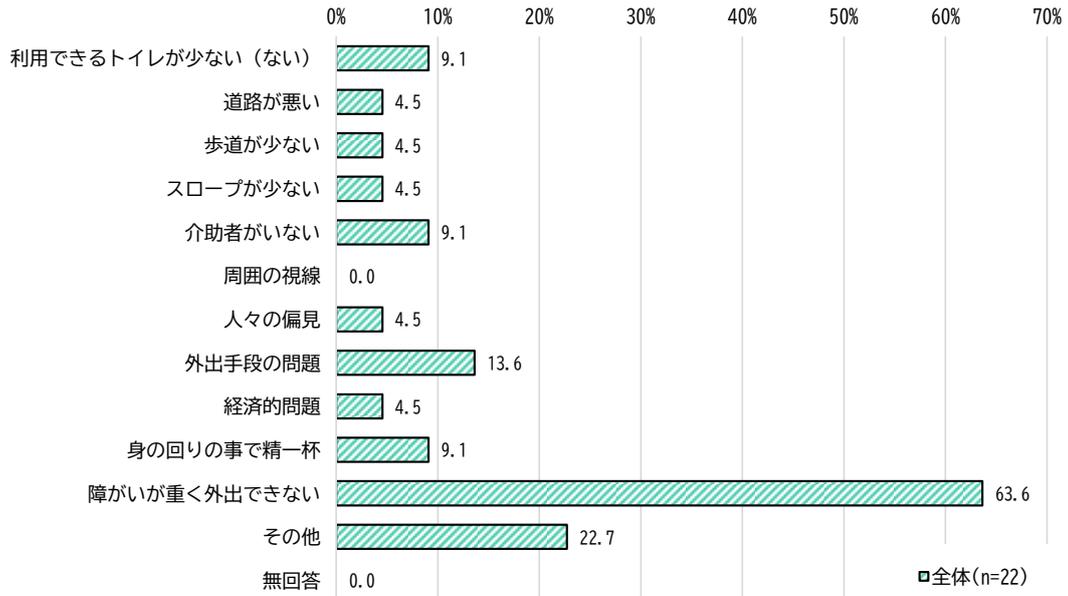
【1週間の外出頻度】



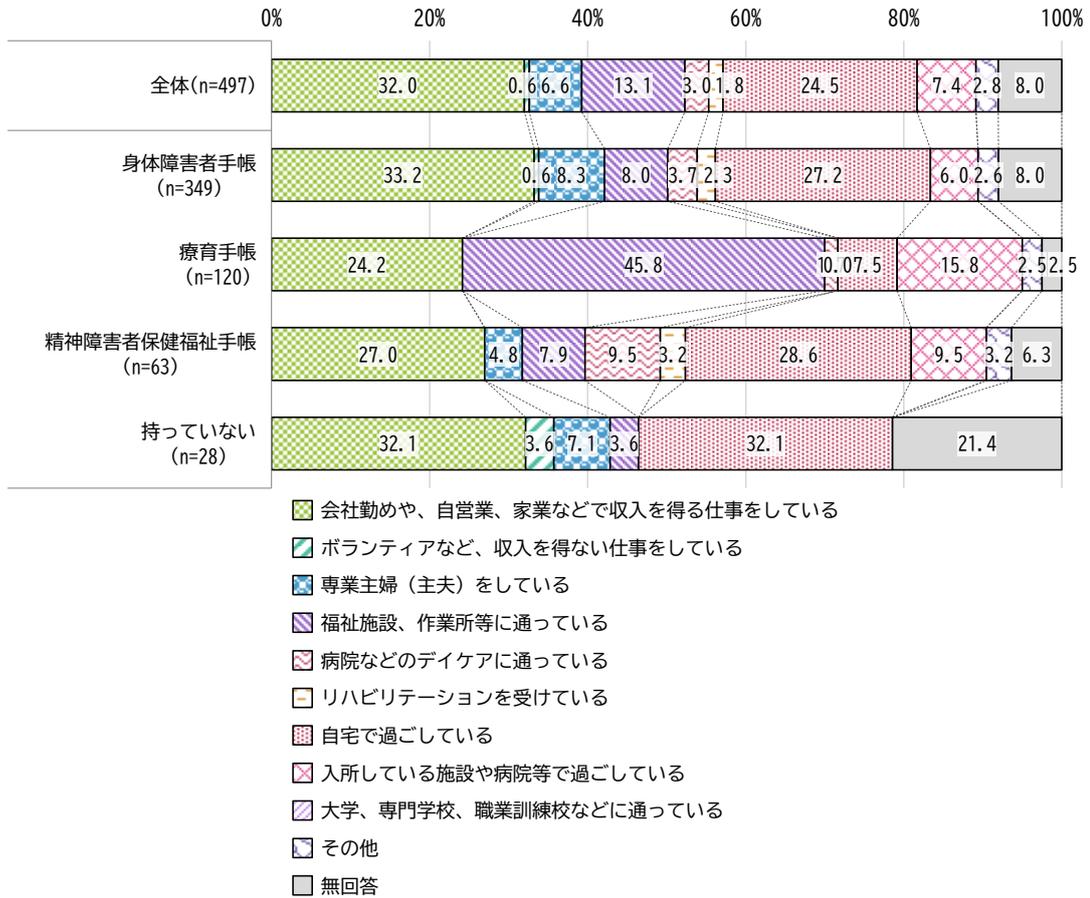
【外出する時に困ること】



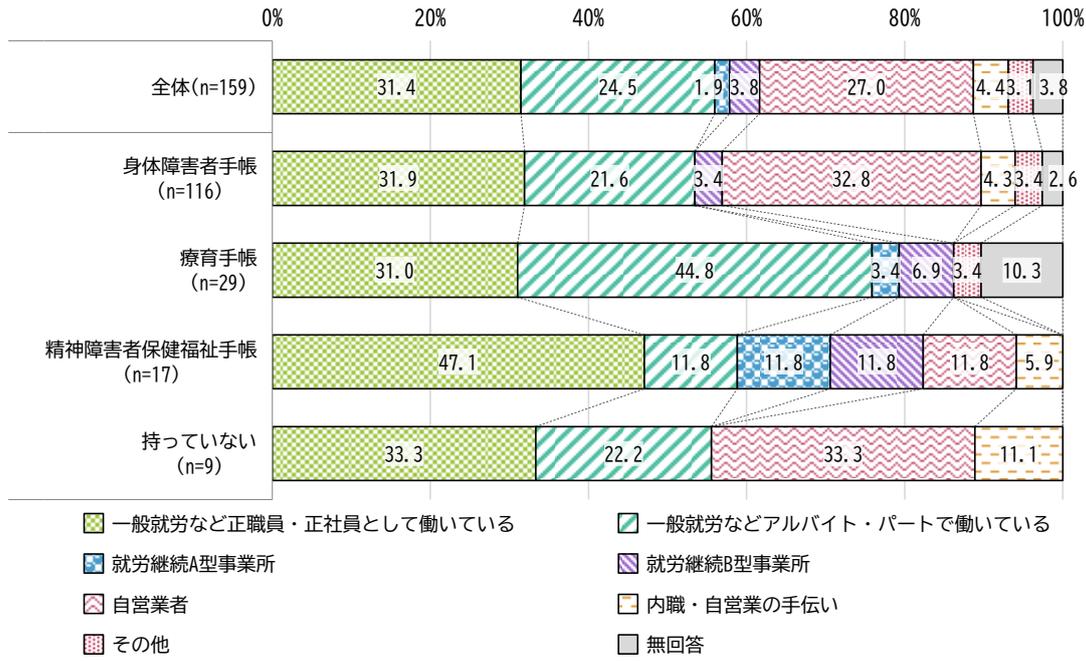
【外出していない理由】



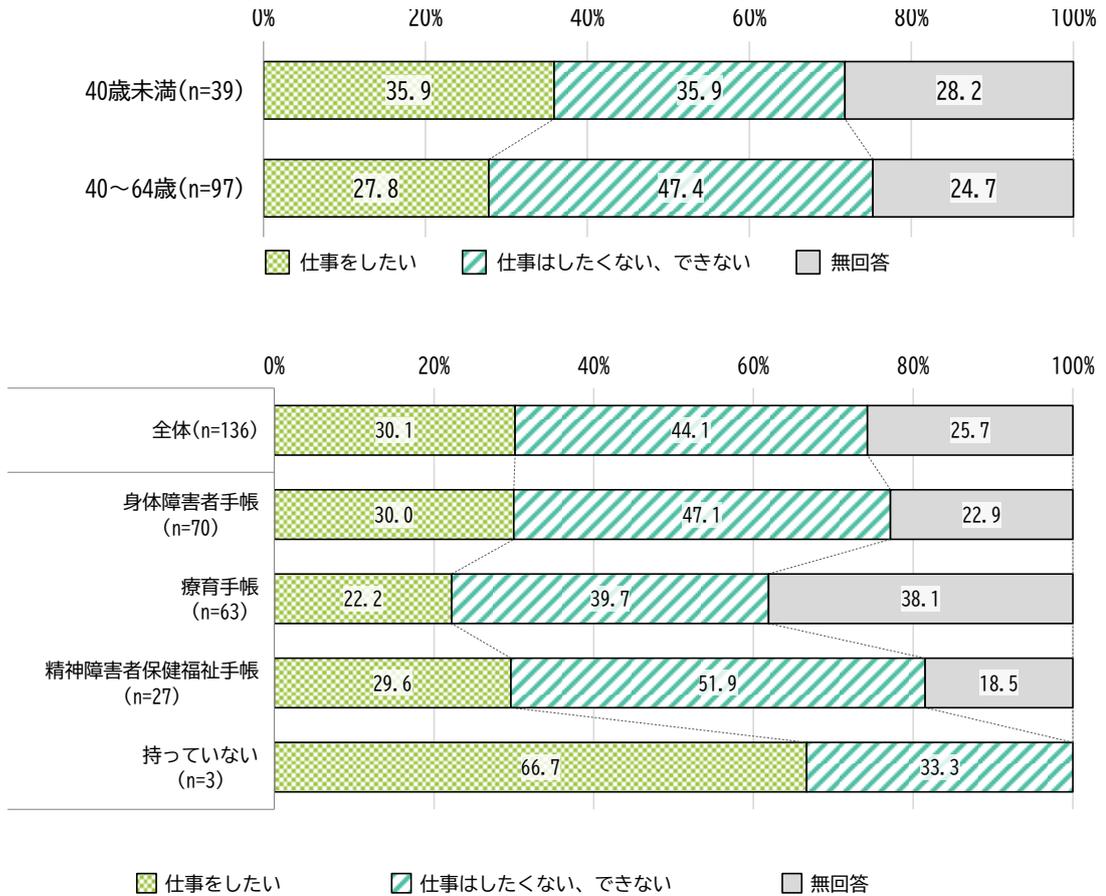
【平日の日中の主な過ごし方】



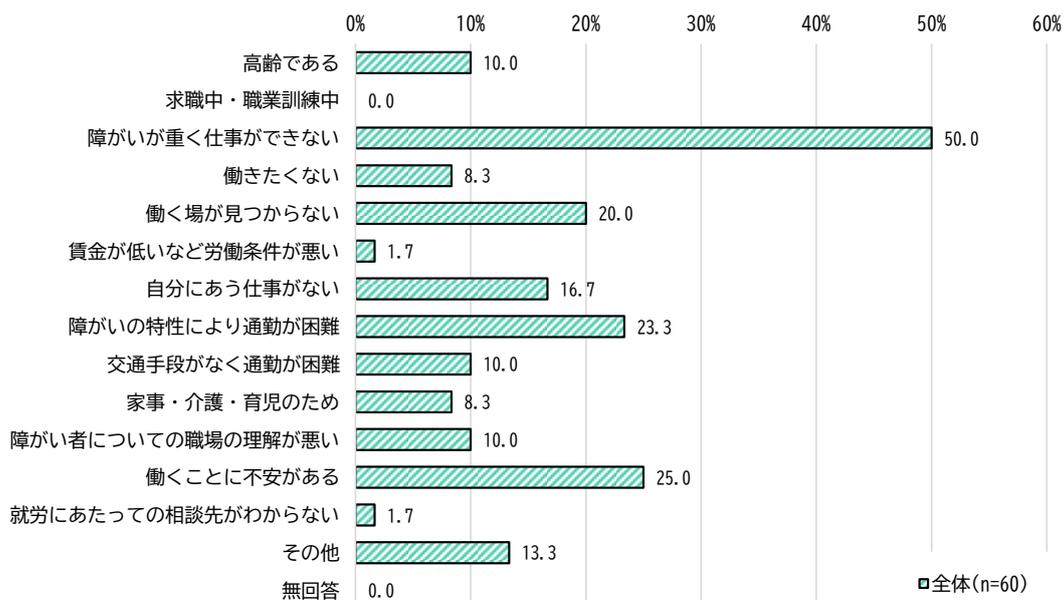
【収入を得て仕事をしている人の就労形態】



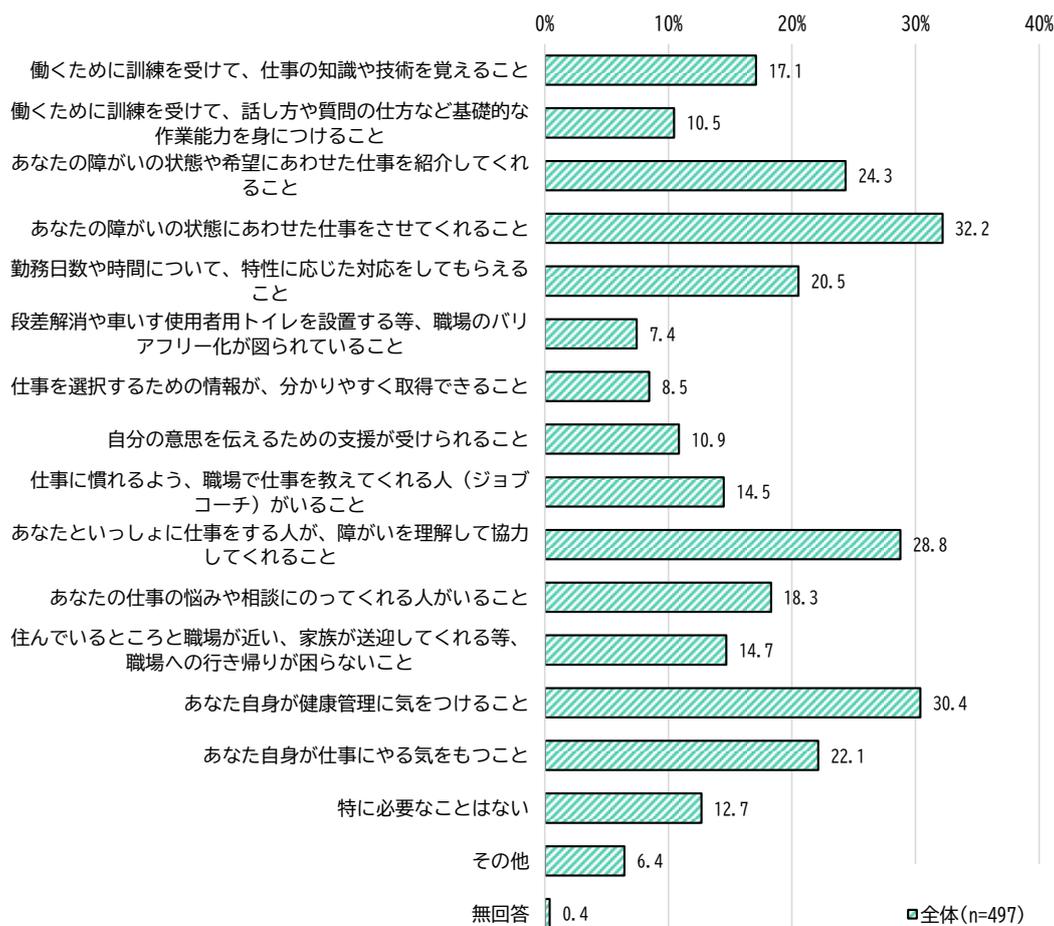
【現在働いていない18～64歳の人の今後の就労意向】



【仕事はできない、したくない理由】



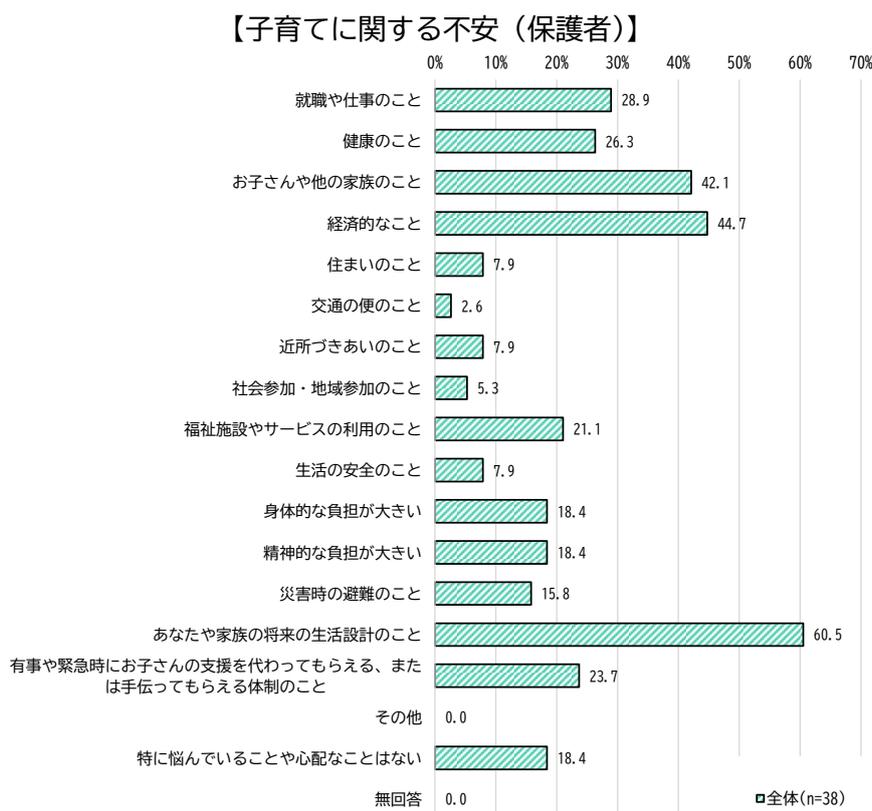
【就労支援として必要なこと】



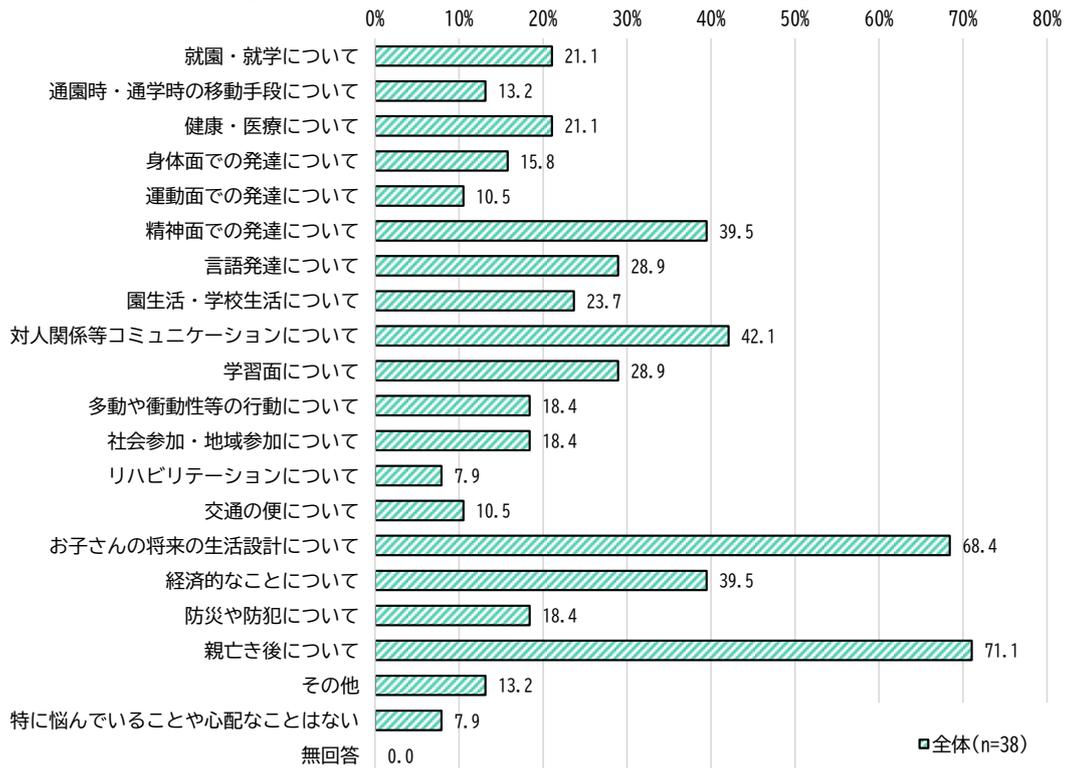
⑤ 障がい児等支援について

子どもの将来の就学や就労を心配する保護者が多くなっていることから、障がい児等の自立に向けた周囲の理解や就労支援など包括的な支援体制の充実が求められています。

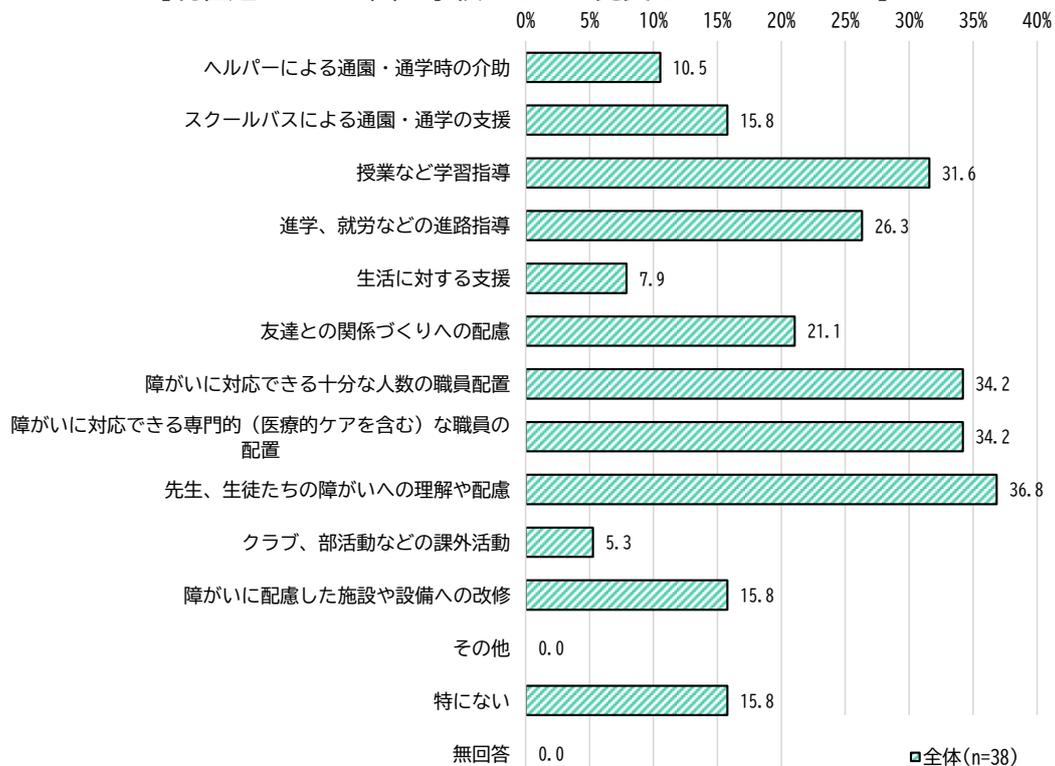
- 保護者自身の悩みについては、「あなたや家族の将来の生活設計のこと」が60.5%と最も高く、次いで「経済的なこと」44.7%、「お子さんや他の家族のこと」42.1%となっています。
- お子さんのことでの悩みや心配ごとについては、「親亡き後について」が71.1%と最も高く、次いで「お子さんの将来の生活設計について」68.4%、「対人関係等コミュニケーションについて」42.1%となっています。
- お子さんの通園・通学先で充実させるべきことについては、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が36.8%と最も高く、次いで「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」34.2%、「授業など学習指導」31.6%となっています。



【子どもについての悩みごとや心配ごとなど】



【現在通っている園や学校でさらに充実させてほしいこと】



⑥ 福祉サービスの利用について

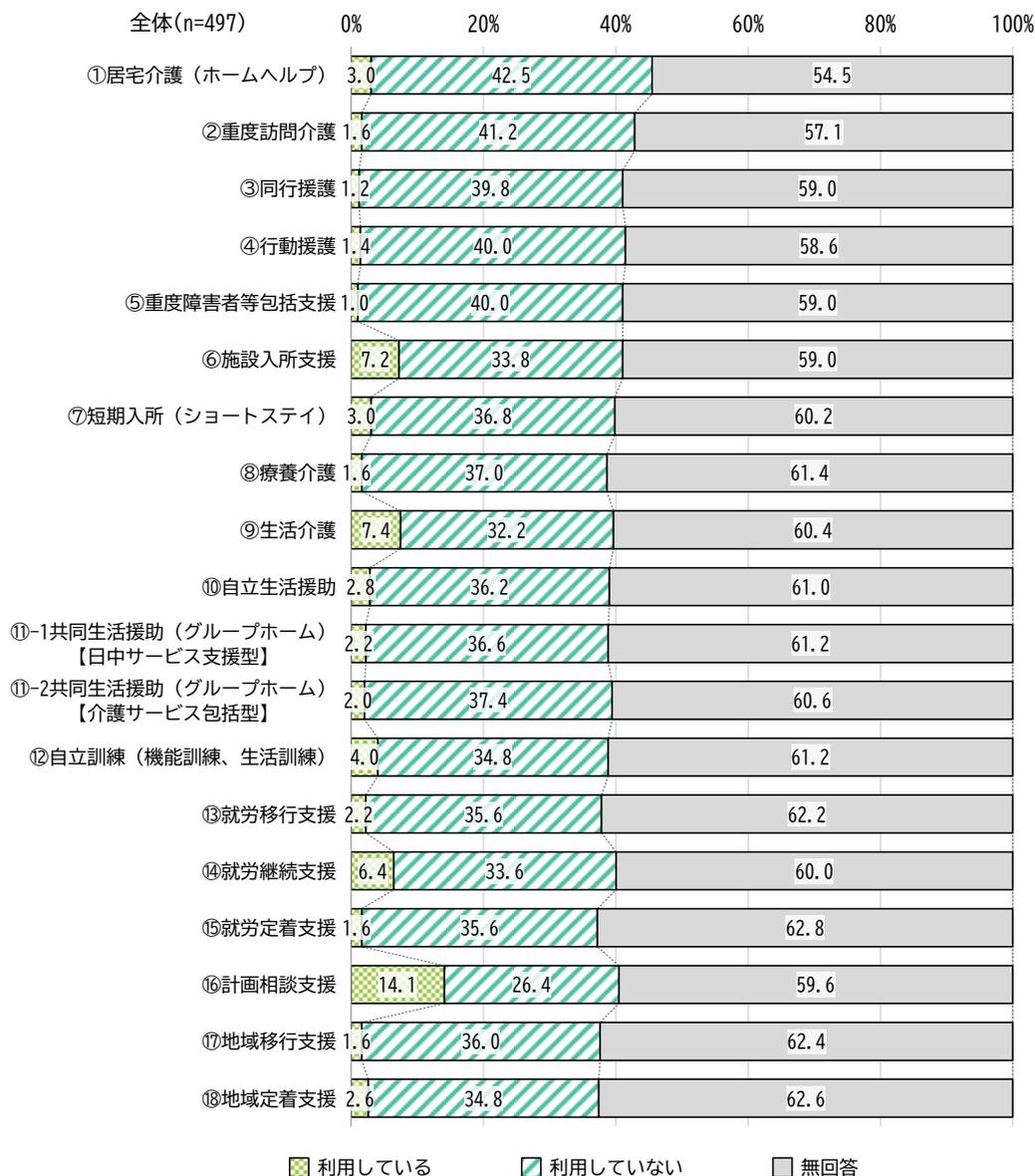
障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境づくりが必要となっています。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある人に対する訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、18歳未満の通所支援では、特にニーズが高くなっている放課後等デイサービスの充実に加え、放課後児童クラブへの参加希望も高くなっていることから、関係機関と連携した環境づくりが求められています。

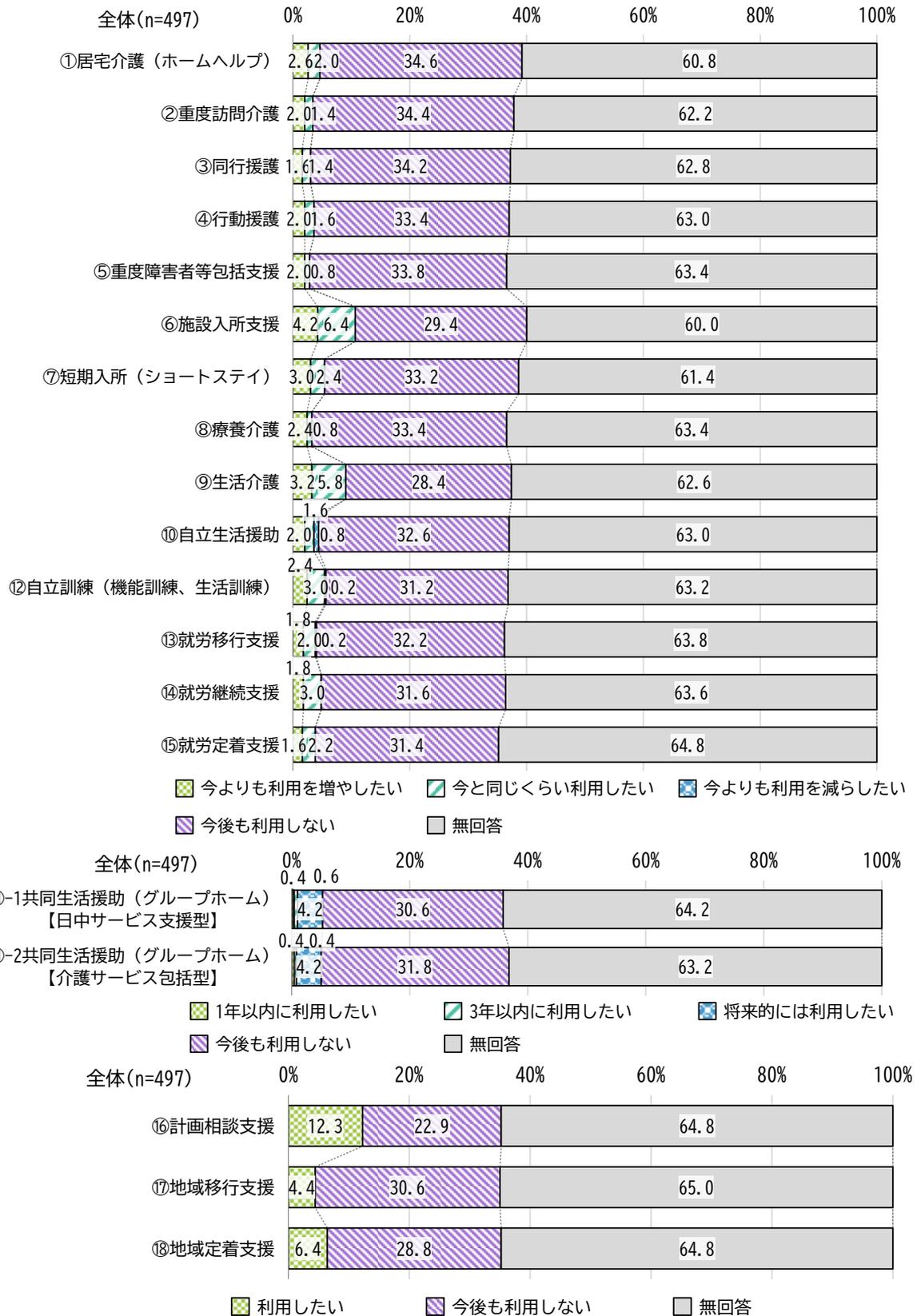
○現在の利用している障害福祉サービスは、「計画相談支援」が14.1%となり、その他のサービスの利用状況は1割未満となっています。

○18歳以上の「今よりも利用を増やしたい」サービスとして、「施設入所支援」が4.2%と最も高く、次いで「生活介護」3.2%となっています。

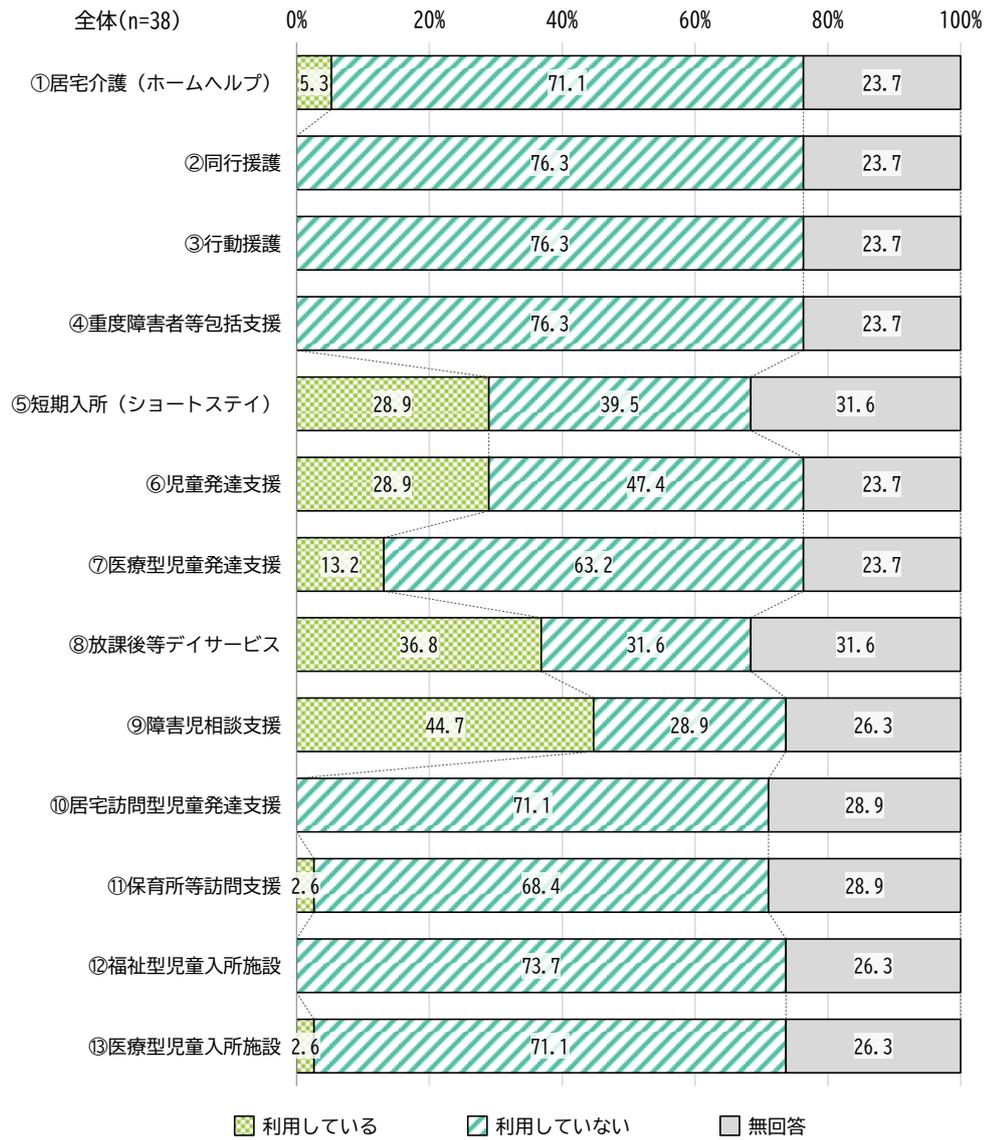
【現在のサービス利用状況（18歳以上）】



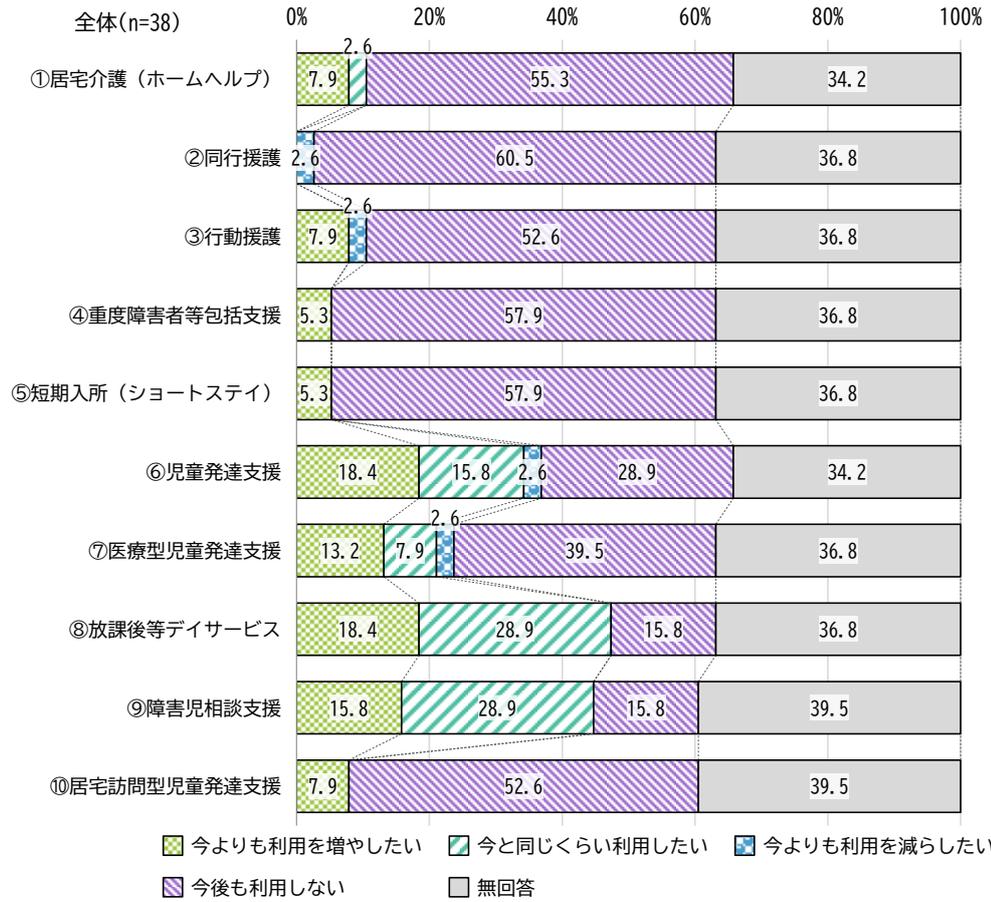
【今後のサービス利用希望（18歳以上）】



【現在のサービス利用状況（18歳未満）】



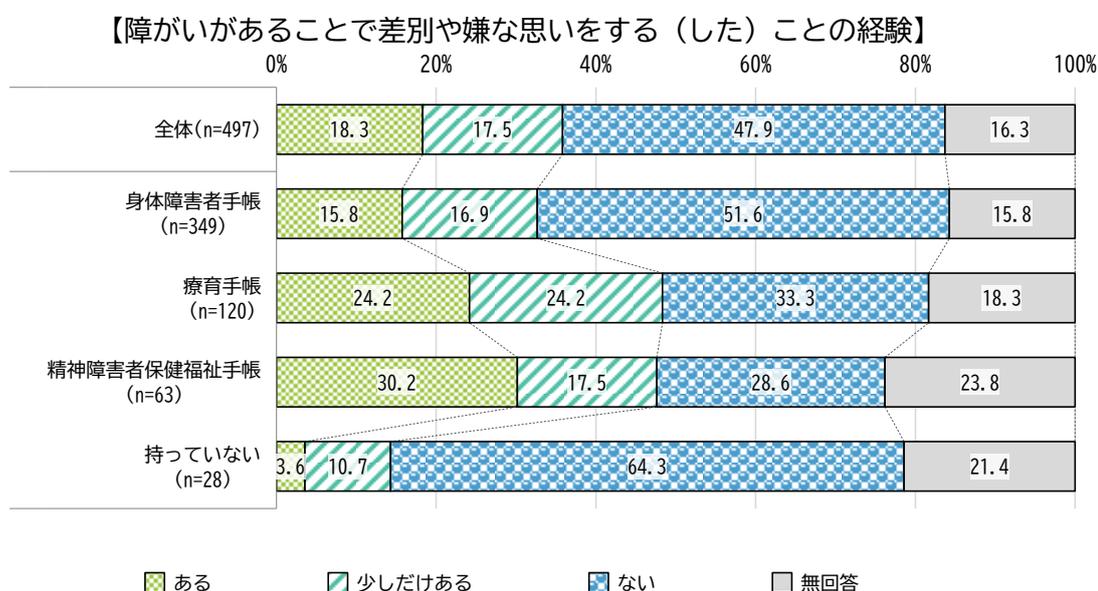
【今後のサービス利用希望（18歳未満）】



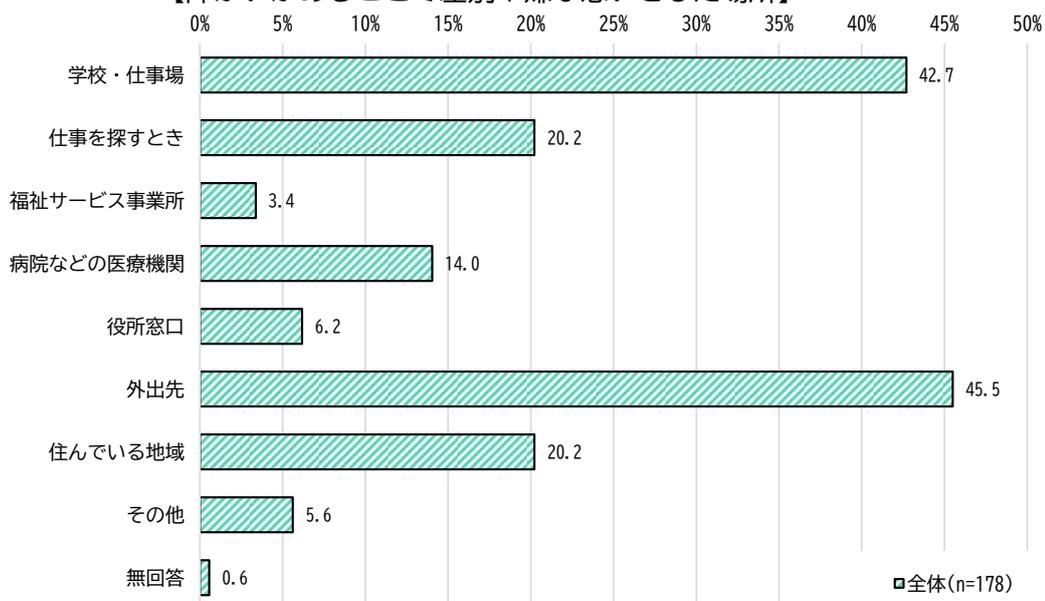
⑦ 権利擁護、理解促進について

障がいや障がいのある人に対する、地域における理解促進が求められています。

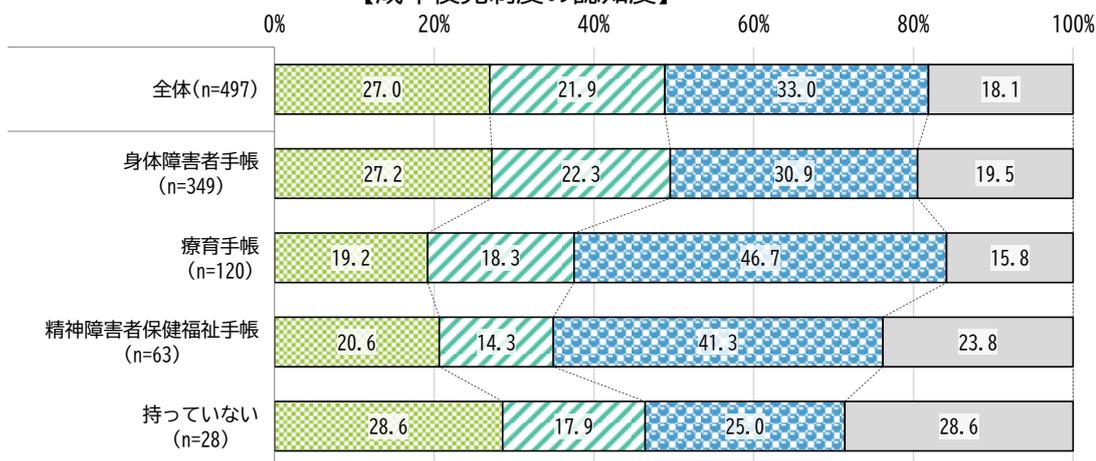
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無については、「ある」が18.3%、「少しある」が17.5%、「ない」が47.9%となっています。
- 差別や嫌な思いをした場面・場所については、「外出先」が45.5%と最も高く、次いで「学校・仕事場」42.7%、「仕事を探すとき」「住んでいる地域」20.2%となっています。
- 成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が27.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が21.9%、「名前も内容も知らない」が33.0%となっています。



【障がいがあることで差別や嫌な思いをした場所】



【成年後見制度の認知度】

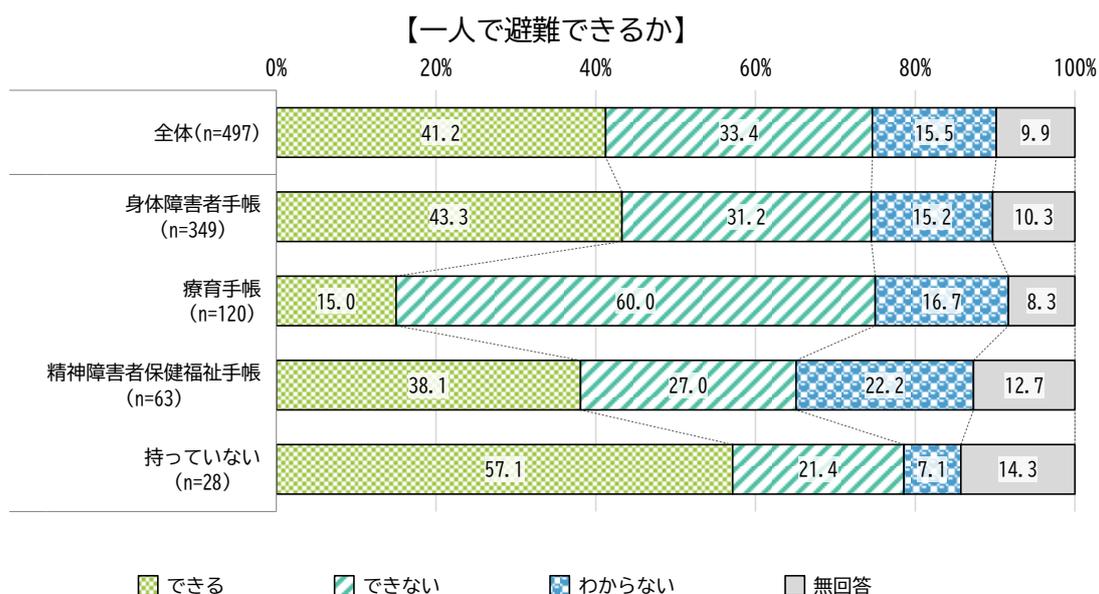


名前も内容も知っている
 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
 名前も内容も知らない
 無回答

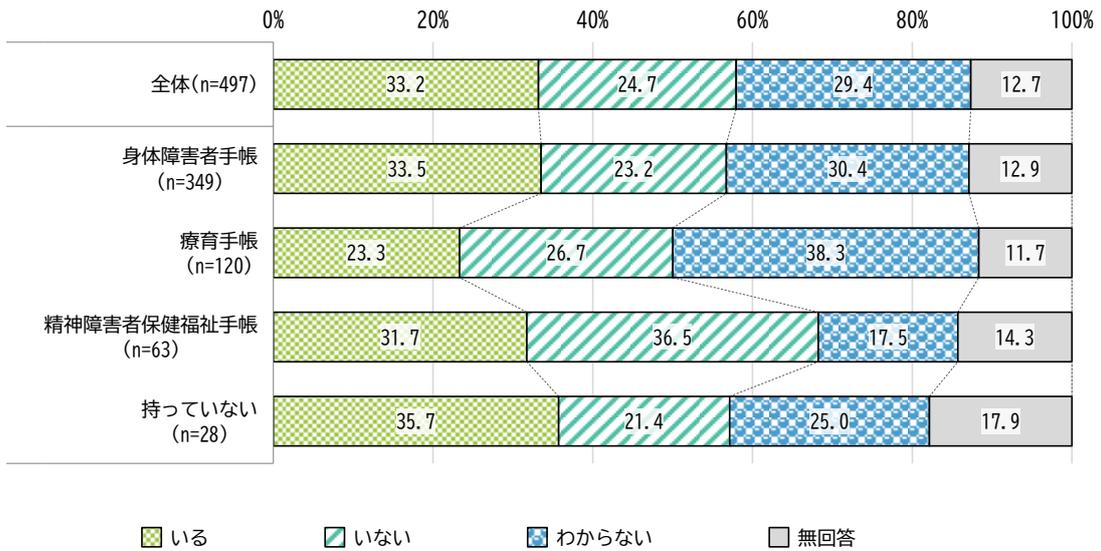
⑧ 災害時の対応について

障がいのある人が災害時に避難情報を入手し、適切に避難できるためには、情報伝達、避難誘導、安否確認の仕組みが機能するようにすることが必要となっています。また、障がい特性を踏まえた福祉避難所の確保・整備、周知を行っていくことが必要です。

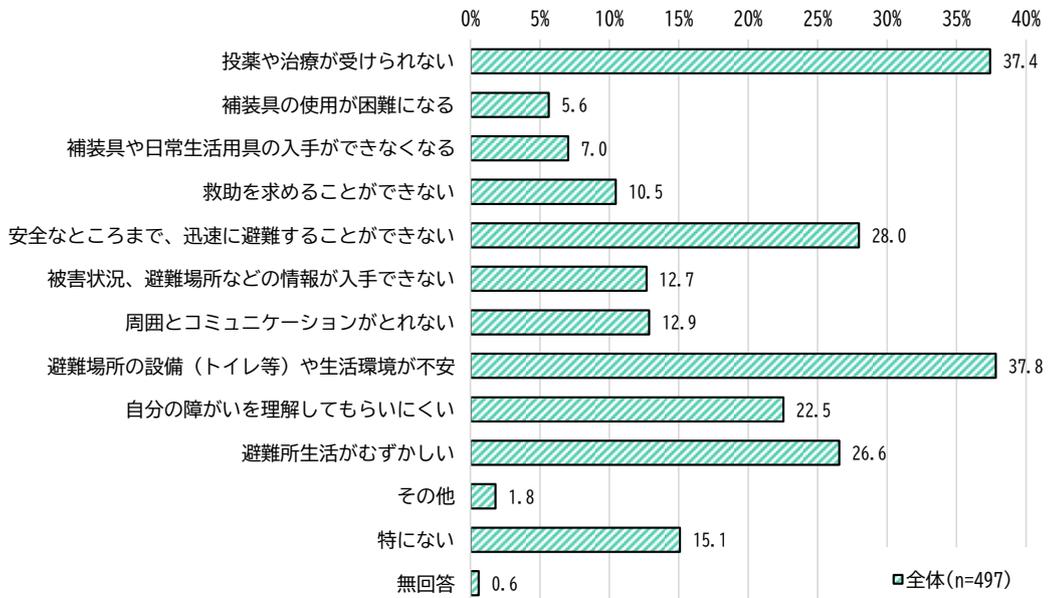
- 台風や地震等の災害時に一人での避難が可能かどうかについては、「できる」が 41.2%、「できない」が 33.4%、「わからない」が 15.5%となっています。
- 家族の不在時や一人暮らしの場合、近所に介助者がいるかについては、「いる」が 33.2%、「いない」が 24.7%、「わからない」が 29.4%となっています。
- 災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 37.8%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」37.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」28.0%となっています。



【災害が起きたときに助けてくれる人の有無】



【火事や地震等の災害時に困ること】



第3章 基本理念及び施策の体系

1. 基本理念

住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある 全ての人々が安心していきいきと暮らせるまち

本計画の上位計画である第五次西都市総合計画は、将来のあるべき姿の実現に向けて取り組む施策を総合的・体系的にまとめた本市の最上位計画であり、将来都市像として「抜群に住みやすいまち・西都」を掲げ、5つの政策目標で構成されています。

障がい者施策については、保健・医療・福祉分野の政策である「ささえる・西都～健やかで温かな地域づくり～」として位置づけられていることから、本計画策定にあたっては整合性を図る必要があります。

また、これまで、障がいのある人など、全ての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「ノーマライゼーション※」「リハビリテーション※」「共生のまちづくり」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

今後においては、障がいのある人のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、「自助」「共助」「互助」「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指すこととします。

また、前期計画を継承しつつ、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念を「住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人々が安心していきいきと暮らせるまち」とします。

2. 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性・施策の展開
『住み慣れた地域で、ともに支えあい、障がいのある全ての人が安心していきいきと暮らせるまち』	1. 共生社会実現のための啓発・広報の推進	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流活動の促進 (3) 福祉教育の充実
	2. 安全・安心のための相談支援の充実	(1) 相談支援体制の充実・強化 (2) 権利擁護施策の推進
	3. 生活支援のための環境づくり	(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実 (2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興 (3) 資質の高い専門職種の養成・確保
	4. 健やかに暮らせるための保健・医療の充実	(1) 保健・医療サービスの充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療 (3) 精神保健福祉施策の充実
	5. 子どもたちのニーズに応じた療育・教育の推進	(1) 療育の充実 (2) 学校教育の充実
	6. 自立・社会参加のための雇用・就業機会の確保	(1) 総合的な就労の支援 (2) 多様な就業機会の確保
	7. 安全で人に優しい生活基盤の整備充実	(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 公共的施設のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進 (4) 防災・防犯対策の推進 (5) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

第4章 基本理念実現のための施策展開（障害者基本計画）

1. 共生社会実現のための啓発・広報の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすいまちを目指すためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいのある人が偏見や差別等を受けることがないように、福祉教育の充実、啓発・広報活動、さらには地域内における協力・支援が必要です。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービスなど公的サービスの提供に限らず、地域住民がお互いに支えあっていくことが重要なことから、市民にノーマライゼーション[※]の理念の普及・啓発を図るとともに、市民の地域福祉への意識を高め、交流等の活性化活動の展開により、互いに支えあう地域社会づくりを推進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

《現状と課題》

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を実現するためには、全ての市民が障がいや障がいのある人のことを十分に理解し、障がいのある人に対する誤解や偏見などを取り除く「心のバリアフリー化」を図る必要があります。

市民に対する広報として、「広報さいと」や「お知らせ」、ホームページ、LINE等のSNS[※]への掲載により行っています。

また、ボランティアグループにおいて、広報誌等の音声録音や点字に訳して、障がいのある方に届ける活動も行われています。

しかし、今回のアンケート調査では35.8%の人が「差別や偏見を感じたことがある」とし、そのうちの約2割が「住んでいる地域」で、そのような思いをしたと回答しています。市民の障がいのある人への理解は浸透しつつあるものの、いまだ十分とはいええず、より一層の理解を深める広報のあり方が求められます。

また、近年の情報通信技術の発達により、スマートフォンを代表とする多機能携帯端末の急速な普及やSNS[※]などで、情報交流の形態も変化しています。障がいのある人が、情報格差を感じることをないように、多様な情報提供が必要です。

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、共に支えあって生きる共生社会を実現するため、「心のバリアフリー化」を推進するため、広報・啓発活動を通じて、障がいに対する誤解や理解不足の解消を進めます。

《具体的な取組》

① 多様な手段による広報・啓発の充実

- 障がいのある人への理解を深めるために、毎年12月3日から12月9日までの「障害者週間」等において、関係団体等と連携しながら啓発に努めます。
- 広報については、市広報やホームページ等を活用するとともに、「福祉事務所の手引き」の充実を図り、各種福祉制度等の周知に努めます。
- 障がいのある人に関係する施策をはじめ、福祉分野においては、頻繁に諸制度等の改正が行われていることから、適切な制度の周知に努めます。

② 障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発

- 関係者及び関係機関の協力を得ながら、障がいのある人やその家族、市民を対象とした講習会等の開催に努めます。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会を増やし、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。

(2) 交流活動の促進

《現状と課題》

本市においては、障がいや障がいのある人に対する理解や認識を深めるため、障がいのある人と市民がふれあうイベント「さわやか福祉のつどい」を行っています。

障がいのある人や障がい者福祉のことを、市民がより深く理解するためには、障がいのある人とない人の交流・ふれあいをさらに拡大していくことが必要です。

そのため、あいさつ運動や見守りなどの地域活動や、公共の場などでの行事・イベントの充実を図り、障がいのある人もない人も、日常的にふれあえる機会を創出するなど、あらゆる機会をとらえた啓発・広報活動の充実を図る必要があります。

《具体的な取組》

① 障がいのある人と市民のふれあいの機会の創出

- 「さわやか福祉のつどい」などイベントの開催により障がいのある人と地域住民との交流を図ります。
- 障がい者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習などによる交流を通して、障がいのある人に対する理解と認識を深めるための機会の創出を図ります。

② 当事者団体・支援団体との連携

- 関連部署と当事者団体や支援団体などとの連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。

(3) 福祉教育の充実

《現状と課題》

公民館及び各地区館は生涯学習の中核的な役割を担い、市民や団体等の活動の場として活用されています。

このような多様な公民館講座やイベントなどを通じて、障がいのある人の学ぶ機会や社会参加の機会を増やすことや、地域や学校等において障がいのある人とふれあう機会の拡充を図るなど、障がいのある人に対する理解を深める継続的な福祉教育の充実が必要となっています。

また、日常生活上での相互扶助体制の確立を目指し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、これまで活動に参加したことのない住民のボランティアへの関心を高め、参加につながるような取組が必要となっています。

《具体的な取組》

① 生涯学習の充実
<ul style="list-style-type: none">● 生涯学習を推進し、障がいのある人自身が気軽に参加できるような講座の充実を図ります。また、公民館講座等を通じて地域住民との交流や、体験活動を行います。● 公民館及び各地区館・市民会館・図書館等の様々な生涯学習施設機能の整備を行い、利便性の向上を図るなど、障がいのある人にとって利用しやすく、身近な存在を目指します。
② 学校教育における福祉教育の充実
<ul style="list-style-type: none">● 障がいのある人の立場が理解できるよう、体験交流学習や車いす体験、視覚障がい者の疑似体験等の福祉体験事業、ボランティア活動を積極的に推進するとともに、教職員を対象にした研修を行います。
③ ボランティア活動の推進
<ul style="list-style-type: none">● ボランティアや障がいのある人の支援を目的とするグループやサークルに積極的に活動の場を提供し、活動内容や実績など情報を発信します。● 手話奉仕員養成講座の開催に努め、ボランティアの養成確保を図ります。

2. 安全・安心のための相談支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、いきいきと生活していくため、保健・医療・福祉等の幅広い分野に関して、障がいのある人が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の連携体制の強化を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障がいのある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう、障がいのある人の権利擁護に努めます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

《現状と課題》

障がいのある人の暮らしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

障がいがあっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障がいのある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、必要な福祉サービスを適切に利用できるための相談支援体制の充実を図ることが求められます。

アンケート調査結果における今後のサービスの利用意向については、障がい種別を問わず「計画相談支援」が最も高くなっています。

また、本市では、障がいのある人の生活を支援するため、総合的かつ専門的な相談を受ける窓口として令和4年7月に西都市障害者（児）基幹相談支援センターを設置し、関係機関と連携した取組を推進しています。

今後も、基幹相談支援センターを核とし、地域の実情にあわせ、関係機関との連携を密にするなど、ネットワーク形成の一層の充実を図り、求められる適切な障害福祉サービスなどにつなげる支援体制の強化が必要となっています。

《具体的な取組》

① 基幹相談支援センターの運営・機能充実

- 地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。

② 相談支援事業の推進

- 地域の相談支援拠点となる相談支援事業所の周知を図るとともに、利用者本位のサービス提供を行うため、相談支援従事者の資質の向上に努めます。
- 相談支援専門員の人材の確保と資質の向上を支援し、関係機関との連携による包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 関係機関との一層の情報共有に努め、高齢の障がいのある人への対応や地域資源の活用を図るなど、相談支援事業の連携体制を強化します。
- 障がいのある人やその家族の日常生活全般にわたる相談や保健、福祉、医療サービスの利用援助、情報提供のほか、地域移行のための入居相談、虐待の防止に関することなど、総合的な相談体制の整備を図ります。

③ 多様な相談窓口の充実

- 療育・教育・子育て・就労・介護など、多様な分野の相談窓口のネットワークづくりに取り組みます。
- 行政窓口などの職員に対して、障がいのある人への配慮やコミュニケーションの理解のための研修を開催し、相談窓口機能の充実を図ります。

(2) 権利擁護施策の推進

《現状と課題》

障がいのある人が地域での自立を目指す中で、人権侵害の被害に遭わないように、事業者や学校、地域相談員等との連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりが求められています。

本市においては、人権・なやみごと相談所の開設や街頭啓発活動、人権に関するポスター展及びリレー啓発展の実施、人権啓発講演会の開催、広報誌等での啓発などを行い人権意識の醸成に努めていますが、依然として障がいのある人に対する差別や偏見が見られることから地域や施設における障がいのある人の人権擁護に対する意識啓発を図るとともに、人権に関する相談や問題解決に適切に対応するための支援体制の整備が必要です。

また、福祉サービスなどを自ら選択して利用することが困難な障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度等の利用を支援し、障がいのある人の権利・利益を保護することが必要です。

《具体的な取組》

① 権利擁護の推進

- 障がいのある人の財産権や人権などの権利擁護の推進のため、判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことのできない人のための権利擁護事業や成年後見制度などの周知や活用の促進を図ります。
- 判断能力が十分でない人の福祉サービス利用に関わる相談や援助を行い、障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援します。
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携を密にし、防犯活動を展開します。
- 消費者としての障がいのある人を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知し、民生委員・児童委員[※]などと連携した啓発活動を推進します。

② 虐待防止体制の強化

- 障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談を行う西都市虐待防止センターの機能強化、周知に努めます。
- 障がいのある人への虐待を防止するため自立支援協議会と連携し、地域の関係機関との支援・協力体制の強化に努めます。
- 障がい者虐待に関する通報を受け付け、必要な対応をとるとともに、障がい者虐待の未然防止について周知・啓発を図ります。
- 虐待を受けた障がいのある人に一時避難のための居室を確保するため、市内の福祉サービス事業所と緊急時の受入について検討を進め、体制の整備を図ります。

3. 生活支援のための環境づくり

ライフステージ[※]を通じて切れ目のない相談支援及び充実した各種サービスの提供を図るとともに、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を目指します。

また、ボランティア活動やスポーツ・文化活動等は、障がいのある人へのサービス提供や社会参加の支えになるだけでなく、その活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにもつながることから一層の活動の充実を図ります。

(1) 利用者本位の在宅福祉サービスの充実

《現状と課題》

障がいのある人が、安心して生活を営むことができるよう、障がいに応じた適切な福祉サービスの充実を図り、当事者及び介護者の負担の軽減を図っていくことが必要です。

本市においては、サービスによって西都市内に事業所が少ないものもあり、市外の事業所を利用している状況にあります。

サービス利用の理解や周知を図るとともに、サービス事業者においては、利用者本位に立った質の高いサービス提供も課題です。

今後は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化等の状況も見据えつつ、障がいのある人の自立生活に必要な在宅福祉サービスのさらなる充実が求められています。

障害者総合支援法により難病患者の利用が可能となったことから、今後は難病患者の福祉サービス利用の配慮も必要です。

さらには、家族の介助負担を緩和・軽減するため、短期入所や日中一時支援等の充実も重要となります。

また、少子高齢化のさらなる進行などにより、障がいのある人の高齢化や一人暮らしの増加などが予測されるとともに、施設から地域生活への移行を推進する観点から、グループホームなどの障がいのある人が安心して生活できる共同生活の場などの確保がより一層求められます。

《具体的な取組》

① 地域に密着した障害福祉サービスの充実

- 障がいのある人の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人が必要なサービスを適切かつ計画的に利用できるよう心身の状況等を総合的に勘案して、支給決定等の手続きを行います。
- 障がいのある人の身近なところでサービスを提供する事業者やその内容等の情報を入手し、サービスの選択ができるよう、市ホームページでの情報提供を図ります。
- 生活支援や介助サービスをはじめとした各種福祉サービスが適正に提供されるよう、県による事業者の指定や指導・監督等を通じて、事業の適切な運営、実施を促進し、サービスの向上を図ります。
- できるだけ身近なところで生活に必要なサービスが受けられるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進する上で不可欠な福祉用具の利用支援を図ります。

② 住まいの確保

- 障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けたり、施設等から在宅生活に移行できるよう、市営住宅への入居に関する優遇制度などにより、障がいのある人の住まいの確保を支援します。

③ 経済的自立の支援

- 障がいのある人が経済的に自立し、地域で安定した生活を送れるよう、国民年金（障害者年金）や特別障害者手当等、生活福祉資金の貸し付け等の制度の周知を図り、その利用促進を図ります。
- 心身障害者扶養共済制度への加入促進に努めます。
- 障がいのある人に対する税制上の優遇措置や各種割引制度の周知に努めます。

④ 障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援

- 家族介助者の負担緩和や軽減を図るため、日中一時支援事業などのレスパイトケア^{*}の充実に努めます。
- 重症心身障害者（児）に対する相談支援体制や短期入所などのサービスの充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の振興

《現状と課題》

障がい者スポーツの振興は、体力の向上・健康増進はもとより、スポーツを通じた交流や各種大会への参加による生きがいづくりなど、障がいのある人の社会参加を促進する上で、重要な役割を果たします。

また、障がいのある人が芸術文化活動に参加し楽しむことは、個人の能力を伸ばし生活の質を高め、心を豊かにすると同時に、機能回復や二次障がいの防止などにも効果があり、障がいのある人の自立の促進につながっています。

本市においては、障がいのある人のスポーツ活動の場として、運動公園・体育館等の障がいのある人に配慮した施設整備・改善を図ってきたところです。

また、毎年県総合運動公園で開催される「宮崎県障がい者スポーツ大会」への参加はもとより、障がいのある人もない人も一緒になって参加する「西都市さわやか福祉のつどい」を毎年計画しており、スポーツ・レクリエーションを通じて地域の人々との交流と相互理解を深めています。

今後も、より多くの障がいのある人が楽しめ参加できる機会や施設の整備、魅力的なプログラムづくりなどの環境づくりを、障がい者団体等との連携を図りながら継続して推進する必要があります。

《具体的な取組》

① スポーツ・レクリエーションに親しめる環境、体制の整備

- 障がいのある人の利用しやすい施設・設備の整備を図るとともに、障がい者団体等の活動に対し、関連施設の提供や学校施設の開放拡大に努めます。
- 県と連携し、障がい者ニーズに適切に相談指導できる人材の養成・確保を図ります。
- 障がい者間や一般市民との交流拡大のため、「西都市さわやか福祉のつどい」の充実に努めます。
- 全国及び県の障がい者スポーツ大会への参加、民間団体が行う各種のスポーツ行事を支援します。

② 芸術文化活動への参加促進のための環境、支援体制の整備

- 本市や民間団体等が行う芸術文化活動の公演・展示等において、手話奉仕員等の配置、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮に努めます。

③ 障がいのある人に配慮した文化振興施策の充実

- 障がい特性や障がい者ニーズに対応した芸術文化活動に対して、各種講座の開催に努めます。
- 障がいのある人の芸術文化活動の発表の場として、また、市民の障がいのある人に対する理解や認識を深める場として、絵画、書道、手工芸等の作品展の開催支援に努めます。

(3) 資質の高い専門職種の養成・確保

《現状と課題》

障がいのある人の福祉サービスにおけるニーズも多様化してきています。

サービス提供を行う事業所をはじめ、支援を行う職員等については、その専門性や質の高い支援を行うための更なるスキルアップが求められます。

また、市民によるボランティア活動の展開により、障がいについての理解が深まり、地域活動の輪に広がり生まれることから、積極的にボランティア活動に参加できる体制づくりも必要となっています。

今後も、障がい者福祉の円滑な推進を図るために福祉分野における人材育成と人員の確保が重要であることから、継続的な人材の養成・確保が求められています。

《具体的な取組》

① 専門従事者の育成・確保

- 行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成と人員確保に努めます。
- 福祉サービス従事者を含め保健・医療など各専門分野の職員等には、スキルアップにつながるよう研修会等の受講を促し、更なる障がいに対する認識や理解を深め、支援技術の向上に努めます。

② 地域で支える担い手の確保

- 障がいのある人の生活を支援する上で欠かすことのできない、手話等の専門的な技術を有する人材の養成・確保について、県との役割分担を図りながら取り組みます。
- 各種事業の実施や各団体などの取組を通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、市民の活動への参加を促します。
- 各種福祉分野に携わる人材に対し、障がい分野の理解を深める研修を検討し、移動支援・コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

4. 健やかに暮らせるための保健・医療の充実

母子保健事業の健康診査等を通じた障がいの早期発見・発生治療に努めるとともに、早期の療育相談を充実し、ライフステージ[※]に応じた適切な治療や指導、訓練による障がいの軽減や自立支援のためのリハビリテーション[※]の充実を図ります。

また、生活習慣病の予防と早期発見等のため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の充実に努めます。

さらには、難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉の連携に努めます。

(1) 保健・医療サービスの充実

《現状と課題》

健康で安心して暮らせる地域環境づくりには、健康の維持と自立を支援する保健・医療の充実が必要です。保健・医療・医学的リハビリテーション[※]のサービスの充実を図ることで、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行い、障がいの予防、軽減を図ることが大切です。

本市においては、障がいのある人の身体的更生を支援するため、更生医療の給付を行っているほか、重度の心身障がい者に対する医療費助成を実施し、障がいのある人の健康の保持・増進と併せて、経済的負担の軽減に努めています。

今後もこれらの保健事業を中心に、医療・福祉の連携を図りつつ、障がいのある人を含む市民の疾病予防・早期発見などの健康づくりを支援していくことが必要です。

《具体的な取組》

① 障がいのある人に対する適切な保健サービスの提供

- 障がいのある人の健康の保持・増進、精神疾患及び特定疾患に対する保健サービスについては、医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの充実に努めます。
- 保健所、健康管理課において、障がいのある子どもの発達について相談・指導に努めます。
- 健康診査や相談、指導を充実し、障がいの早期発見・早期対応に努め、障がいの予防、軽減への取組を図ります。

② 障がいに対する医療・医学的リハビリテーション[※]の充実

- 治療やリハビリテーション[※]により軽減が期待される障がいについては、関係機関との連携を図りながら、適切な医療、医学的リハビリテーション[※]の提供の確保に努めます。
- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域で必要な療育や相談・指導が受けられるよう、福祉サービス事業所の充実に促進します。

- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関や団体、地域住民等の連携により、地域における早期療育のネットワーク化の充実を図ります。
- 障がいの軽減・補完のため、更生医療及び重度障がい者の医療費の助成、更生相談、補装具の給付・修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。

③ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

- 関係機関の連携の下に、各種行政保健サービスや医療サービスの提供機関等の情報を集約し、市広報やホームページ等を通じ、障がいのある人及び家族にわかりやすく提供します。

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

《現状と課題》

障がいの発生をできるだけ早く発見し、早期の治療と訓練を行うことは、障がいの軽減と重度化防止を図るうえで大変重要なことです。

妊娠届出時に母体の健康管理や、安全な分娩について意識の啓発を図り、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査で障がいの早期発見に努めています。

また、健診後の支援として、発達相談や保育所等訪問を行っています。

さらには、特定健康診査及び国保人間ドック受診者のうち保健指導対象者に対し保健師、管理栄養士、看護師が生活習慣の行動変容のための支援を実施し、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでいます。

発達面での支援が必要な子供の健診後の受け皿が少なく、支援に苦慮していることから、今後、医療機関、療育機関等とのネットワーク体制の充実が必要です。

また、特定健診の受診率が低いことから、未受診者への受診勧奨に積極的に取り組むとともに、満足度の高い健診とする必要があります。

《具体的な取組》

① 障がいの早期発見・早期対応

- 妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施及びこれらの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。
- 妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査の充実を図るとともに、新生児や乳幼児に対する健康診査やスクリーニング検査等の適切な実施に努めます。
- 障がい発生の危険性が高い疾病の予防のための日常生活等の意識啓発・行動変容ができるような健康教育・相談の実施に努めるとともに、学校における健康診断など各種の健康保健対策の一層の充実を図ります。
- 健康診査等において障がいが疑われた場合は、関係機関との連携を図りながら、早期の適切な療育の提供や、家族への助言・指導等についての支援体制づくりを推進し、障がいの緩和を図ります。

② 民生委員・児童委員[※]、保育士等との協力による障がいの早期把握

- 地域を担当する保健師を中心に、民生委員・児童委員[※]、保育士などが、住民の健康状態や生活状態を把握し、療育・医療機関との連携を図りながら、障がいの早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進します。

(3) 精神保健福祉施策の充実

《現状と課題》

精神障がいのある人への支援は、入院治療中心から地域社会でのケアへと、共生社会実現の促進のための理念が加えられています。また、精神障がいのある人の早期治療の促進、社会参加及び社会経済活動への参加を促進するなど、総合的な視点で働きかけることが求められています。

本市においては、精神障がいのある人の相談に応じるとともに、必要に応じ、保健所などの関係機関と連携を図っています。

精神障がいのある人の多くは、地域での生活を望んでおり、当事者や家族の活動に対しての支援、障がいに対する差別や偏見を解消するための啓発活動が必要です。

精神障がいのある人への支援は、突発的であることも多く、また1ケースに対する時間を多く要しスタッフの精神的負担も大きいことから、医療機関や専門的相談機関との連携をより図ることが必要です。

また、地域生活への移行の受入体制、地域生活を継続するための支援体制について、医療機関、福祉サービス事業所、保健所などとの連携の強化に努める必要があります。

《具体的な取組》

① 心の健康づくり
<ul style="list-style-type: none">● 関係機関と連携して、心の健康に関する相談等の機会・提供の充実を図るとともに、心の健康づくりや自殺予防、精神障がいなどに関する啓発・広報に取り組みます。● うつ病や老人性疾患の予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。● 保健所、宮崎県精神保健福祉センター、医療機関との連携を図り、情報交換を緊密にしつつ、障がいのある人及びその家族への生活支援に努めます。
② 精神疾患の早期発見・治療
<ul style="list-style-type: none">● 精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発の推進、相談・訪問指導等の充実により、心の病気の早期発見・早期治療を図ります。
③ 地域移行への支援体制の強化
<ul style="list-style-type: none">● 長期にわたり入院している障がいのある人などが、地域で自分らしい生活を送れるように相談支援を充実させるほか、医療機関や福祉サービス事業所、保健所などの関係機関との連携を強化し、生活基盤となる地域資源の検討など地域生活移行の受入体制づくりに努めます。
④ 差別・偏見の解消と人権擁護
<ul style="list-style-type: none">● 精神障がいのある人に対する差別や偏見を解消し、社会参加を促進するため、障がいのある人との交流会等の開催を通じて、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

5. 子どもたちのニーズに応じた療育・教育の推進

障がいのある乳幼児は早期から個々の状態にあった療育が必要です。

小学校及び特別支援学校への就学を見据え、乳幼児期から保育所や認定こども園や医療機関などの関連機関と連携し、障がいのある子どもの支援・充実に努めます。

障がいのある児童・生徒に対しては、個々の障がいの程度にあった教育、進路指導などが必要となることから、障がいのある児童・生徒の家族との連携に努め、児童・生徒のニーズにあった教育の提供を図ります。

また、発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関等の連携により全ての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの配置や教職員への研修を支援し、特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

(1) 療育の充実

《現状と課題》

発達の遅れや障がいのある子どもの成長においては、その障がいなどの特性に配慮した適切な医療や保育・教育の提供が必要です。

障がいの早期発見につなげる健診等の充実や保護者への情報提供をはじめ、保健・医療機関との連携を図り、発見から適切な対応が実施できるよう、相談・支援体制の充実に努めています。

今後、乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援が必要であり、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する一貫した相談支援体制が必要です。

また、障がいのある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育・教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実に努める必要があります。

《具体的な取組》

① 乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した相談支援体制の充実

- 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、保健所や教育委員会等の関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した相談支援体制の充実に努めます。

② 保育所・認定こども園での受け入れ体制の整備

- 保育所・認定こども園での障がいのある子どもの受入れを促進するとともに、保育士の研修実施等により、就学前教育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもを受け入れる保育所について、職員の加配や補助金の交付により受け入れ体制の整備に努めます。

③ 発達障がいなどへの適切な支援

- 発達障がいなどに対する理解を促進するため、発達障がいに関する情報提供・啓発に取り組みます。
- 保育所、認定こども園、学校などの保育士等に対して、発達障がいなどに関する研修の実施に努めます。

(2) 学校教育の充実

《現状と課題》

市内の小学校においては、7学校19学級、中学校においては、5学校9学級の特別支援学級を設置し専門的な教育を行っています。

また、小学校2校、中学校1校において、通級指導教室を設置しており、自校・他校の児童が通級しています。また、重度の障がいのある児童・生徒については、県立の特別支援学校に通学しています。

市内の小中学校では、「特別支援教育コーディネーター」が養成され、児童・生徒や保護者の相談に応じ、適切な教育支援を行い、校内外の連絡調整を行っています。また、障がいのある児童・生徒が安全で安心な学校生活を送るために、学校生活介助員の派遣を行っています。

年長児の希望者を対象に就学相談を実施し、障がいのある幼児の実態を把握し、保護者との連携を図っています。また、関係機関が連携し、小1プロブレムの解消及び個別に配慮を要する幼児のスムーズな就学を目指す等、保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続を図る体制の整備に努めています。

近年、障がいのある子どもを地域の学校に就学させ、地元で育てたいという保護者の希望が増えてきていますが、障がいのある児童・生徒の教育を行ううえで大切なことは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育※システムの構築に努めていくことです。

これからの学校教育においては、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行う「特別支援教育」を充実し、合理的配慮の提供に努めていく必要があります。

今後、「特別支援教育」を推進するために、障がいの多様化、重複化に対応した専門的な人材の養成、また、通常の学級に在籍する学習障がい等発達障がいの児童・生徒の実態と教育的ニーズの把握、また教育的支援を行うための教育・福祉・医療の専門機関との連携等が求められます。

《具体的な取組》

① 障がいのある児童・生徒に対する教育の充実

- 特別支援学級・通級指導教室の充実に努めるとともに、合理的配慮の提供として障がいの実態に即した言語、情緒等の指導を工夫・改善し、効果を高めます。
- 障がいのある児童・生徒の実態を把握し、適正な就学相談を行います。重度化・重複した障がいについては、医療及び福祉の関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。
- 通常の学級に在籍する学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症等の児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行うとともに、合理的配慮の提供に努めます。
- 障がいのある児童・生徒の安全で安心な学校生活を支援します。
- 障がいのある子どもが「生きる力」を身に付け、豊かな日常生活を送ることができるようになるため、教職員の資質の向上のための特別支援教育に関する研修を行います。
- 障がいの有無にかかわらず互いの個性と人権を尊重し、支えあいながら生活する共生社会を構築するために、全ての児童・生徒が障がいを正しく理解し、差別意識や偏見を持たない共生社会の一員となるようなインクルーシブ教育※システム教育を推進します。

② 教育施設の整備充実

- 障がいのある児童・生徒の学校生活のために必要な施設の整備充実に努めます。

6. 自立・社会参加のための雇用・就業機会の確保

障がいのある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がいのある人の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

また、障がいのある人が働くことに生きがいを感じ、生活の質の向上につながるよう、福祉的就労の場を確保するとともに、一般就労に向けた就労移行支援や就労継続支援事業を推進します。

(1) 総合的な就労の支援

《現状と課題》

障がいのある人の就労については、雇用の場が限られ、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

就労は障がいのある人の自立にとって重要な要素であり、働く意欲のある障がいのある人が、一般就労に結びつくような環境づくりが必要です。

障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

本市においては法定雇用率を達成しているとともに、企業に対し、企業立地促進条例に基づいて、障がいのある人の雇用の際、雇用奨励金の増額支給を行っています。

今後、障がいのある人の就労の実現を図るため、企業・事業所に対して、障害者基本法や障害者雇用促進法における雇用上での合理的配慮の概念などの周知を図るとともに、障がいのある人や企業・事業所に対し、就労や雇い入れに向けたきめ細やかな支援が必要です。

さらには、職業訓練、就労先の拡大や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして、職場定着支援が必要です。

また、離職者が再就職を目指すための相談支援、職業訓練の強化も求められます。

《具体的な取組》

① 障がいのある人の雇用の場の拡大

- 「障害者雇用率制度」を中心として、公共職業安定所や宮崎障害者雇用支援センターとの連携を強化しつつ、各種雇用支援制度の周知、活用に努め、障がい者雇用の一層の促進を図ります。
- たかなべ障害者就業・生活支援センターの活用を促進するとともに、就労移行支援事業所の推進、トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）や職場適応訓練の活用などにより雇用への移行を図ります。
- 一般就労を目指して訓練を行う場として、就労移行支援事業の充実を図るとともに、就労支援事業所でのジョブコーチ[※]などの活用を推進します。
- 障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態に対応するため、通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

② 雇用の場における障がいのある人の人権擁護

- 企業等において雇用差別など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、その啓発に努めます。

(2) 多様な就業機会の確保

《現状と課題》

働く意欲はあるにもかかわらず、重度の障がいのある人等にとって一般企業への就労が困難な場合もあります。しかし、働くことを通しての自己の実現と、社会の一員として地域に貢献したいという思いは、誰にも共通したものであります。

雇用が困難な障がいのある人、特に知的障がいや精神障がいのある人に対して、その適性と能力を生かした就労機会の確保を図り、社会的自立と参加を促す仕組みづくりが、これまでも増して求められています。

本市では、現在、就労移行支援の1事業所、就労継続支援A型の1事業所、就労継続支援B型の5事業所において就労系サービスが提供されており、充実が図られています。

就労意欲がある障がいのある人に対し、継続した職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるよう、就労移行支援及び就労継続支援の充実が必要です。

また、障がいのある人本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がいのある人の自立と社会参画につながっていくよう支援が必要です。

さらには、福祉的就労の場の仕事内容の充実を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、工賃の引き上げにつながるよう支援が必要です。

《具体的な取組》

① 障がい特性に応じた就労の場の整備・充実

- 一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、地域生活を支援（就労継続支援）します。
- 一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会を提供し、一般就労への移行を支援（就労移行支援）します。
- 一般就労が困難な障がいのある人の就労の場の確保を図るため、既存施設の充実を促進するとともに、近隣市町村や企業等と連携しながら、障がい特性に対応した就労の場の充実を図ります。

② 社会復帰の支援

- 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に対し、社会復帰の促進を図ります。

7. 安全で人に優しい生活基盤の整備充実

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン※に配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がいのある人等全ての人々が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障がいのある人が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯・安全対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進するとともに、消費者被害防止対策の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの総合的推進

《現状と課題》

障がいのある人や高齢者等が住み慣れた地域社会で、自立した生活をし、積極的に社会参加できるまちづくりを進めていくためには、誰もが利用しやすい公共建築物、公共交通機関、道路、公園等の生活基盤の環境整備を進めることが必要です。

本市においては、公共施設でのスロープや障がい者用トイレの設置、歩道での段差解消、視覚障がい者用床材の敷設など障がいのある人や高齢者に配慮した生活環境の基盤整備に努めてきました。

障がいのある人だけでなく高齢者や小さな子ども連れの方など全ての市民を対象に「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン※の考え方に基づいて、人にやさしいまちづくりを進める必要があります。また、このようなまちづくりを進めるためには、行政のみにとどまらず、市民、民間事業者相互が連携したハード・ソフト両面からの一体的な取組が不可欠となります。

このようなことから、今後は、民間事業者を含めた市民一人ひとりに福祉のまちづくりが浸透するよう、各種の啓発・市広報に取り組む必要があります。

《具体的な取組》

① 福祉のまちづくりについての周知・広報の推進

- 講演会や研修会の開催、市広報やホームページへの掲載、ボランティア活動の促進、福祉教育の充実等を通じて、思いやりの心の醸成やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※に対する意識の高揚を図るなど、福祉のまちづくりに向けた各種の啓発・広報に取り組みます。

(2) 公共的施設のバリアフリー化の推進

《現状と課題》

公共建築物等の新築については、「バリアフリー新法」及び県条例「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づいて整備を進めています。また、既存施設についても、スロープの設置や障がい者用トイレの設置などの改修を行っていますが、障がいや障がいのある人のニーズに応じた施設整備が課題です。

市営住宅等については、現在、20団地911戸を管理していますが、障がいのある人や高齢者の専用として位置づけている住宅はありません。

しかしながら、市営住宅の改修等に当たっては、階段や通路等の共用部分にはスロープや手すりを設置し、住宅内においては床の段差解消、壁はいつでも手すりが設置できるように下地を設けるなどバリアフリー仕様とし、障がいのある人等に配慮した整備を進めてきました。

市営住宅入居者の高齢化が進んでおり、今後さらに高齢者や障がいのある人の生活に適した住宅のニーズが高まることが想定されることから、既存住宅の住戸改善によるバリアフリー化を計画的に検討する必要があります。

《具体的な取組》

① 公共的施設のバリアフリー化の推進
● バリアフリー法や県条例「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい特性や障がいのある人のニーズに対応するとともに、全ての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を図ります。
② 市営住宅のバリアフリー化の推進
● 市営住宅については、西都市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存住宅の障がいのある人に対応した住戸改善に努めます。

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

《現状と課題》

公共施設や公共交通機関の障害物をなくすことは、障がいのある人の自立と社会生活への参加を促すために重要な課題です。

また、市民全体の障がいや障がいのある人に対する理解も必要であり、ハード・ソフトの両面にわたり整備していく必要があります。

本市では、「西都市立地適正化計画」（令和6年3月策定）における歩きやすい道路環境整備の施策として、歩道の整備や拡幅、段差解消、街灯の設置など、歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。

また、「西都市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」（平成24年12月制定）や「西都市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」により、具体的な基準を設けています。

本市では、市内全域においてコミュニティバスを運行するなど移動手段の確保に努めています。また、さらなる利便性の向上のためデマンド型乗り合いタクシーの運行も開始しています。しかし、人口減少に伴い利用者が減少し採算が厳しい路線もあることから、公共交通機関の環境改善、路線の維持・確保が必要となっています。

また、安全な移動の確保のため歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除等を行う必要があります。

《具体的な取組》

① 歩行空間の整備

- 市内の道路環境の状況について、点検や市民の声により、把握・確認・検討を行うとともに、安全な歩行空間が確保できるよう、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、誘導ラインや点字ブロックの設置など、道路環境の改善を推進します。
- 道路の移動円滑化整備ガイドライン等に基づき、歩道拡幅や段差切り下げ、セミフラット形式の歩道設置、視覚障がい者用床材敷設等の整備を引き続き推進し、市街地内を円滑に通行できる歩行空間の整備に努めます。
- 安全な移動の確保のため歩行を妨げる電柱や車止め、看板等の移設・排除に努めるとともに、電線・電話線の地中化の検討を行います。

② 公共交通機関の整備促進

- 西都市地域公共交通計画に基づき、現在の路線の効率化を図り、費用等のバランスを考えながら交通空白・不便地域での移動手段の確保を図っていきます。

③ 移動ニーズへの支援対策の充実

- 屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出支援を行うため、「移動支援事業」提供体制の充実を図ります。
- 身体障がい者の自動車運転免許取得及び自動車改造に対する助成制度や、障がいのある人に対する交通機関の運賃割引制度の周知とその活用促進を図ります。
- 公共施設や民間施設において、障がい者用駐車場の確保や車いすの貸し出しの充実を図ります。

(4) 防災・防犯対策の推進

《現状と課題》

障がいのある人等の避難行動要支援者が地域で安心して暮らしていくためには、風水害、土砂災害、地震、火災といった災害や事故から守るための地域ぐるみの防災・防犯対策が必要です。

本市においては、「西都市地域防災計画」に基づいて、災害発生時における障がいのある人の情報収集・伝達、避難、避難誘導などに関する体制整備に努めています。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する避難行動支援に関する取組（「避難行動要支援者の名簿の作成、更新及び情報の共有」「避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援、安否確認」など）が求められています。

アンケート調査結果では、災害時避難行動要支援者制度に「登録している」人の割合は2.2%と低く、登録していない人や制度を知らない人が多くなっています。

今後は、平時から地域における障がいのある人等の状況を的確に把握し、関係者間で情報の共有を図るとともに、障がいのある人に対する情報伝達手段や地域ぐるみの避難誘導體制の整備、防災に関する啓発・広報活動を推進する必要があります。

また、一人暮らしや重度の障がいのある人など行動に制約がある要支援者には、消費生活や防犯に関する必要な情報提供など、支援体制の充実を図る必要があります。

障がいのある人が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、関係機関、団体及び住民等の連携による防犯体制の確立・強化を図り、障がいのある人の状況等に応じた防犯対策を講じられるよう支援します。

《具体的な取組》

① 防災対策

- 「西都市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人等の避難行動要支援者の避難・誘導等に関する体制の強化、防災訓練、災害情報に関する啓発・広報活動の充実を努めます。
- 避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等による地域ぐるみの避難協力体制の強化に努めます。
- 消防法等の関係法令に則り、障がい者福祉施設等への消防設備の設置及び点検、避難・通報訓練の指導助言、また、個人住宅については、住宅用防災機器（住宅用火災警報器）の設置の普及啓発に努めます。
- A E D（自動体外式除細動器）の取り扱いを含めた救命講習会の充実、各種公衆出入場所、障がい者福祉施設等への積極的な設置の啓発に努めます。
- 障がいのある人が災害時避難行動要支援者システムへ積極的に登録していただくことにより、災害時において、消防団を中核とした避難・誘導が円滑に行えるよう、関係機関との連携強化に努めます。

② 防犯対策

- 障がいのある人が安全で安心して暮らせるよう、警察や地域安全協会及び自主防犯組織等と連携し、障がいのある人に対して防犯知識の普及、啓発を図ります。
- 障がいのある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談等について関係機関、関係団体との連携を図り、情報提供、助言等きめ細かな相談対応を推進します。

③ 交通安全対策

- 障がいのある人等を含め全ての人々が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、市交通安全協会と連携し、障がいのある人に配慮したきめ細かい交通安全教育の推進に努めます。
- 関係機関と連携し、身近な場所における交通安全に関する教育機会の提供や効果的な教材の配付等に努めます。
- 自立歩行ができない障がいのある人に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がいのある人に付き添う者を対象とした講習会等の開催を検討します。

(5) 情報化の推進とコミュニケーションの支援

《現状と課題》

視覚や聴覚、言語障がいなど、様々な障がいのある人の自立と社会参加のためには、多様で円滑なコミュニケーション手段の確保と情報を得るための支援が不可欠です。

障がいのある人の意思疎通を支援する人材の養成・派遣や、災害などの非常事態の場合に障がいのある人の安全確保に必要な情報を的確に伝えるための取組など、障がいのある人の情報利用におけるバリアフリー化の推進を図ることが求められています。

本市では、ボランティアグループにより、本市のお知らせなどを録音テープに吹き込み、声の広報として届ける活動や聴覚障がい者に対して円滑なコミュニケーションを図るため、手話奉仕員の養成・派遣などにより、障がいのある人の情報取得の機会拡大に取り組んでいます。

また、市民サービスにおいては、オンライン申請など市民の利便性の向上に努めています。

今後も、障がいのある人の情報取得や意思疎通の手段として、デジタルを有効活用できる環境づくりなど情報バリアフリーの推進が求められています。

《具体的な取組》

① コミュニケーション支援体制の充実

- 障がいのある人が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障がいの特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。
- 社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体等と協力し、コミュニケーション支援を必要とする視覚・聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成・確保に努めるとともに、これらの派遣体制の整備を図ります。
- 聴覚障害者用通信装置[※]、聴覚障害者用ポータブルレコーダーなど、日常生活用具給付事業の周知を図ります。
- 手話講習会等の開催充実により、市民の手話に対する理解と協力を促進します。

② 障がい特性に対応した情報提供の充実

- 点字、音声、字幕などによる視覚・聴覚障がい者に対応した情報提供の充実を図ります。また、公共施設等における障がい特性に対応した誘導・案内表示の充実を図ります。
- 災害発生時に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 市立図書館の録音図書など資料の充実を図ります。
- 講演会等の開催にあたっては、手話奉仕員等の積極的な活用を図ります。
- 市広報やホームページ等を活用して、公共施設、障がい者用トイレ・駐車場等のバリアフリー施設、ボランティア情報などの情報提供に努めます。

③ 情報バリアフリー化の推進

- 障がいのある人がICT[※]（情報通信技術）に親しみ、積極的に情報を入手して社会参加できるよう、障がいのある人を対象とするパソコン及びインターネット利用の研修・講習会の開催について検討します。
- 障がいのある人が情報通信機器を使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知を通じ、障がいのある人のICT[※]（情報通信技術）利用を促進します。

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

1. 計画の基本方針

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がいのある人などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

(2) 障がい種別によらない一元化した障害福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がいのある人などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組の定着

障がいのある人が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がいのある人の地域における社会参加の促進を図ります。

2. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する人に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

(2) 相談支援

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がいのある人等に対する支援
- 4 協議会の開催等

(3) 障がい児支援

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

3. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<p>①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>*令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

目標設定の考え方
<p>①本市の実績に基づき、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数46人のうち、1人(2.2%)が地域での生活に移行するものとします。</p> <p>②令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末施設入所者46人から3人(6.5%)削減し43人とします。</p>

【成果目標】

項目	人数
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	46人
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数	43人
【目標値】 地域生活移行者	1人 (2.2%)
【目標値】 削減見込み	3人 (6.5%)

*地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針
<p>①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年一回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）</p>

目標設定の考え方
<p>自立支援協議会や基幹相談支援センター等と協議を進め、令和7年度末までに地域生活支援拠点等を1か所圏域整備します。また、コーディネーターの配置や、年1回以上運用状況の検証を行い機能の充実に努めます。</p> <p>強度行動障がい者を有する人に関する支援については、引き続きニーズ把握に努め、必要な支援体制の整備を検討します。</p>

【成果目標】

目標値	令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所
	整備形態（単独又は圏域整備）	圏域整備
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	1回以上
	整備目標年度	令和7年度
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
	強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備	有

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	
<p>・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>①就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。（新規）</p>	

目標設定に当たっての考え方	
<p>本市の現状を踏まえ、令和8年度に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を1人とします。</p>	

項目		目標値	備考
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		3人	令和3年度実績 2人 （-倍）
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	令和3年度実績 1人 （-倍）
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績 0人 （-倍）
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 1人 （-倍）

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合	-	本市の就労移行支援事業所 1件
--	---	--------------------

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ・就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。（*目標は県のみ設定） <p>*一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

目標設定に当たっての考え方
<p>国の基本指針に基づき、令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績（6人）に基づき、10人（1.67倍）を目指します。</p>

項目	目標値	備考
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	10人	令和3年度実績 6人 (1.67倍)
就労定着支援事業による就労定着率7割以上の事業所の割合	-	本市の就労定着支援事業所 1件

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
 - ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（*目標は県のみ設定）
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）

令和8年度末までに県において移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

目標設定に当たっての考え方

児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の構築を図ってきました。支援を必要とする子どもや保護者も安心して住むことができる地域となるよう、本計画においては、児童発達支援センターの4つの中核機能を充実させ、市内の障がい児等通所支援事業所の連携強化、障がい児等の地域生活支援体制の充実を図るとともに、巡回支援専門員派遣事業の活用やこども家庭センター等関係機関との連携を推進することを目指します。

医療的ケア児等が適切な支援を受けて保育園・認定こども園等での生活を送ることができるよう、また医療的ケアの支援を継続し安心して就学を迎えられるように、こども部会における保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等の連携の充実及びコーディネーターの機能強化を目指します。

項目	令和8年度末の整備箇所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1か所	市単独による設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	1か所	市単独による確保
③ 難聴児支援のための体制の確保	—	県のみ
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	市単独による確保
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	市単独による確保
⑥ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1か所	市単独による設置
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	市単独による設置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>①令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。</p>

目標設定に当たっての考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指します。

①基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の 設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の 主任相談支援専門員 の設置数(人)
有	市単独確保	2人

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の 地域の相談支援事業所への訪 問による助言指導数	令和8年度末の 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	令和8年度末の 個別事例の支援内容の検証の 実施回数
10件	2回	10回

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】			
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善			
令和8年度末の協議会 における相談支援事業 所の参画による事例検 討実施回数	令和8年度末の協議会 への参加事業所数	精神保健福祉専門部会 の設置目標年度	精神保健福祉専門部会 の開催目標年度
6回/年	6か所	令和7年度	令和7年度

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

令和8年度末の構築見込み
有

令和8年度末の 各種研修への 職員の参加	障害者自立支援審査支払等システム による審査結果		指導監査結果の関係市町村との共有	
	令和8年度末の 共有体制	令和8年度末の 事業所等との共 有の実施	令和8年度末の 共有体制	令和8年度末の 関係自治体との 共有の実施
1人	有	1回	有	1回

(7) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。 ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 ・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

目標設定に当たっての考え方
<p>国の基本指針に基づき、地域の医療機関等と協同して支援プログラムの実施に努めます。</p>

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	1人	1人	1人
ピアサポートの活動	1回	1回	1回

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ピアサポート	当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

4. 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がいのある人等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

なお、次頁からの表中の令和5年度は、令和5年12月までの実績に基づく見込み値であり、サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月 : 1か月当たりの利用人数

時間／月 : 1か月当たりの利用時間 (時間 = 人 × 一人当たり平均利用時間)

人日／月 : 1か月当たりの利用日数 (人日 = 人 × 一人当たり平均利用日数)

◆第6期計画と実績◆

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	43	36	44	43	45	50
	時間/月	667	393	692	511	716	796
重度訪問介護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	320	0	320	0	320	0
同行援護	人/月	12	8	12	10	12	12
	時間/月	148	249	156	259	163	163
行動援護	人/月	1	0	1	1	1	1
	時間/月	12	0	12	8	12	12
重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	160	0	160	0	160	0

*実績は各年度3月末の数値です。ただし、令和5年度は見込値です。(以下、同様)

◆サービス見込量◆

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	52	54	56
	時間/月	676	702	728
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	264	264	264
同行援護	人/月	12	13	14
	時間/月	324	351	378
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	16	16	16
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

◆見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を促進することなどにより、安定したサービスの提供ができる体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	障がい支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けるサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(機能訓練)は、利用期限が1年6か月と定められています。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に対して、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練等を行うサービスです。自立訓練(生活訓練)は、利用期限が2年間(長期間入院者等は3年間)と定められています。
就労選択支援	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。(令和7年10月1日施行)
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。
就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助(介護)する人の病気などを理由に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所が必要となった人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	109	96	110	102	111	102
	人日/月	2,133	2,008	2,154	2,129	2,165	1,989
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	3	3	0	3	0
	人日/月	69	69	69	0	69	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	6	4	6	8	6	8
	人日/月	138	33	138	107	138	184
就労移行支援	人/月	15	13	15	12	15	13
	人日/月	300	249	300	205	300	260
就労継続支援 (A型)	人/月	19	25	20	22	21	20
	人日/月	310	464	320	407	330	314
就労継続支援 (B型)	人/月	60	58	60	66	60	64
	人日/月	1,100	1,147	1,100	1,286	1,100	1,173
就労定着支援	人	12	6	14	4	16	10
療養介護	人	12	12	12	12	12	13
短期入所 (福祉型)	人/月	16	13	17	21	19	21
	人日/月	72	65	77	127	83	92
短期入所 (医療型)	人/月	8	4	9	6	9	10
	人日/月	59	45	63	59	68	76

◆サービス見込量◆

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	120	120	120
	人日/月	2,400	2,400	2,400
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人/月	10	11	12
	人日/月	120	132	144
就労選択支援	人/月	0	9	10
就労移行支援	人/月	14	14	15
	人日/月	280	280	300
就労継続支援（A型）	人/月	26	28	30
	人日/月	468	504	540
就労継続支援（B型）	人/月	1,710	1,805	1,900
	人日/月	90	95	100
就労定着支援	人	6	8	10
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人/月	20	22	24
	人日/月	140	154	168
短期入所（医療型）	人/月	12	13	14
	人日/月	84	91	98

◆見込量確保のための方策

就労系サービス及び短期入所の利用が増加傾向にあることも踏まえ、利用者のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。

(3) 居住系サービス

名称	内容
自立生活援助	自立生活援助は、主として一人暮らしの障がいのある人に対し、定期的に訪問等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人が主として夜間において、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活の援助を受けるサービスです。
施設入所支援	施設入所支援は、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	1	1	1	2	1	1
共同生活援助	人/月	48	51	49	51	50	55
施設入所支援	人/月	50	49	50	46	50	43

◆サービス見込量◆

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	60	62	64
施設入所支援	人/月	47	45	43

◆見込量及び確保のための方策

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえで、必要なサービスを提供できるよう、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

また、障がいに対する理解の促進に努めるとともに、地域生活への移行を支援します。

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	支給決定を受けた人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

◆第6期計画と実績◆

種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/月	68	86	71	107	74	80
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	90	96	105
地域移行支援	人/月	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	2

◆見込量確保のための方策

利用者のニーズに応じた最適のサービス利用ができるよう相談支援の質の向上と人材確保に努めます。

地域移行支援や地域定着支援の提供に向けて、入所施設や医療機関、福祉サービスの提供事業所などとの連携を促していきます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	1	1
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	0	15	15
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	0	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/年	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人/年	0	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人/年	0	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/年	0	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組－基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

種類	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	件/年	10	10	10
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	2	2	2
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	10	10	10
基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の数	人/年	1	1	2

(7) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

種類	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	件/年	6	6	6
協議会への参加事業所数	か所	20	22	22
協議会の専門部会の設置数	部会	4	4	4
協議会の専門部会の開催回数	回/年	20	20	20

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	回/年	0	0	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回/年	0	0	1

5. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	-	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターなどの関係機関との連携を図りながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるための研修に取り組むとともに、福祉事務所の手引きや市広報、ホームページにより啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	-	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

○基幹相談支援センターと連携し、障がい者団体等が自発的に取り組む活動に対して、支援を行っていきます。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	3	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	-	0	1	1	1	1	1

◆見込量確保のための方策

- 障がいのある人が、身近な地域で相談が受けられるよう相談窓口の周知を図り利用促進に努めます。
- 関係事業所と連携を図り、地域の包括的な相談支援を担えるよう体制確保に努めるとともに相談支援の質の向上と人材確保に努めます。

② 相談支援機能強化事業

本市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援機能強化事業	-	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

- 自立支援協議会専門部会や基幹相談支援センターと連携し、相談体制の強化に努めます。

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住居入居等支援事業	-	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

○自立支援協議会専門部会などによりニーズの把握に努め、必要な支援体制を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。「西都市成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、事業を実施します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用人数	人/年	4	3	3	4	5	6

◆見込量確保のための方策

○制度の周知を図るとともに、自立支援協議会と連携しながら制度の利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

○制度の周知を図るとともに、自立支援協議会と連携しながら制度の利用促進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	16	0	8	8	10	12
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量確保のための方策

○事業の周知を図るとともに、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳サービスなどの利用促進を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	0	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	13	6	6	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	3	12	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	25	21	25	25	25
排せつ管理支援用具	件/年	1,016	1,010	882	1,020	1,020	1,020
居宅生活動作補助用具	件/年	1	2	1	2	2	2

◆見込量確保のための方策◆

○障がいのある人のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、本市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（修了者数）	人/年	8	3	15	10	10	10

◆見込量確保のための方策◆

○手話サークル団体などの協力を得ながら、手話の周知に努めるとともに、手話奉仕員養成研修後の活動の場の拡充を図ります。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	36	30	25	25	25	25
延べ利用時間	時間/月	257	268	236	260	260	260

◆見込量算出の考え方及び見込量確保のための方策◆

○自立支援協議会専門部会などによりニーズの把握に努め、移動手段の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

① 地域活動支援センター事業（Ⅲ型）

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	11	11	9	10	10	10

◆見込量算出の考え方及び見込量確保のための方策◆

○自立支援協議会専門部会や基幹相談支援センターと連携を図ります。

(11) その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある人等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	74	75	80	80	80	80

② 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に、入浴サービスを行うことにより、入浴が困難な人の健康増進や衛生の保持並びに家族の負担軽減を図ります。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	4	6	7	8	8	8

③ 自動車免許取得費の助成

障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、社会活動への参加を促進します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

④ 自動車改造費の助成

障がいのある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	人/年	1	1	0	2	2	2

6. 障がい児等通所支援及び児童相談支援の見込量と確保方策

名称	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行うサービスです。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
障がい児相談支援	障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成、サービスの利用状況の検証、計画の見直し等を行うサービスです。

◆第2期計画と実績◆

種 類	単 位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	16	25	17	32	18	37
	人日/月	188	240	200	241	211	434
放課後等 デイサービス	人/月	74	79	78	82	82	95
	人日/月	1,621	1,129	1,709	1,108	1,796	2,080
保育所等訪問 支援	人/月	2	0	2	1	2	2
	人日/月	3	0	3	1	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	5	0	5	0	5	0
医療型 児童発達支援	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	32	0	32	0	32	0
障がい児相談支援	人/月	24	27	25	31	26	35
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	人/年	—	0	—	0	有 (圏域 配置)	0

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第3期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	36	38	40
	人日/月	457	365	384
放課後等 デイサービス	人/月	110	115	120
	人日/月	1,716	1,794	1,872
保育所等訪問支援	人/月	2	3	4
	人日/月	24	36	48
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	28	30	32
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	人/月	0	0	2

◆見込量確保のための方策◆

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が増加傾向にあることを踏まえ、利用者のニーズを把握しながら支援体制の確保と充実を図ります。

7. 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障がいのある人等に対する虐待の防止

市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、市町村障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がいのある人及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員[※]、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がいのある人等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障がいのある人等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
- ④ 権利擁護の取組

(2) 障がいのある人等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がいのある人や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がいのある人の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がいのある人への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がいのある人及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障がい福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、地域・雇用・教育・医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク・特別支援学校・医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域において積極的に参加・貢献し、住民相互が人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合えるような地域共生社会の実現を目指し、各種施策の推進を図ります。

(1) 連携・協力の推進

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障害福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障がい者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町村との連携を図るとともに、国、県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

(2) 広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らす地域の実現のために、障がいについての正しい理解を深める必要があります。障がいや障がいのある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション[※]」の理念の定着を図ります。

また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、市ホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう取り組みを進めます。今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレットの作成、事業所や民生委員・児童委員[※]などの関係機関との連携により周知を図ります。

2. 推進体制の整備

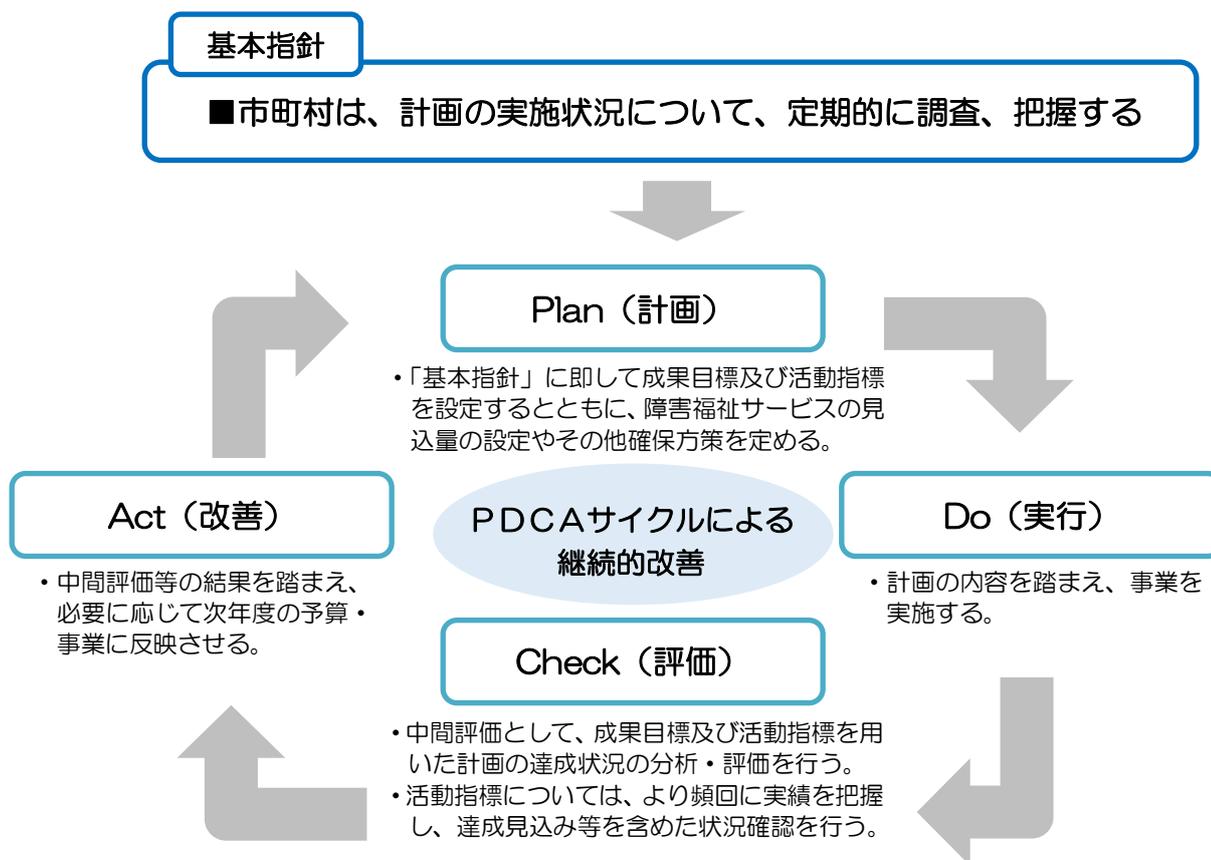
本計画の推進にあたっては、本市福祉事務所が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(1) 計画の達成状況の進行管理

各目標値、サービスの見込量については、実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら障害福祉計画、障害児福祉計画の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

(2) 庁内推進体制の整備

関係各課との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう研修会等の開催により、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。



資料編

1. 西都市障害者基本計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	団体・組織等	役職	備考
1	緒方 貞利	西都市身体障害者福祉協会	会長	
2	光森 友子	宮崎県手をつなぐ育成会 西都支部	支部長	
3	松下 恵子	社会福祉法人光陽会 清水台通所センター	施設長	
4	入木 伸	社会福祉法人晴陽会 障害者支援施設 うからの里	施設長	
5	野田 久子	学校法人西都学園	理事長	
6	橋口 智俊	社会福祉法人 西都市社会福祉 協議会	事務局長	
7	瀧砂 政英	西都市健康管理課	課長	
8	池澤 雄一	西都市教育政策課	課長	
9	米田 真由美	医療法人恵喜会 西都病院	精神保健 福祉士	
10	樋口 和徳	社会福祉法人 清陽会	理事長	
11	津曲 晋也	西都市	副市長	
12	新田 文雄	西都市民生委員児童委員 協議会	会長	
13	杉田 幸男	西都市市政連絡区長会	会長	
14	橋田 恭代	西都市ボランティア連絡 協議会	会長	
15	重永 浩樹	西都市福祉事務所	所長	

2. 用語集

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。これまで総務省より出されていた「IT政策大綱」が、平成16年度から「ICT政策大綱」に名称変更されている。
アクセシビリティ	高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
インクルーシブ教育	障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
か行	
国際連合の障害者の権利に関する委員会	批准した国がきちんと条約の内容を守っているか定期的にチェックする仕組みがあり、その実施状況についての審査（建設的対話）を行う機関のこと。
さ行	
ジョブコーチ	障がいのある人が、できるだけ早く職場に適応し、安心して能力を発揮できるよう、適切なサポートを行う人材のこと。（職場適応援助者）
た行	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等による通信が可能な機器であり、障がいのある人が容易に使用し得るもの。
な行	
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。
や行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）のこと。
ら行	
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期などに区切った、それぞれの段階。進学や就職、結婚、出産、退職など生活の節目に着目した生活様式のとらえ方。
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージの全ての段階において全人的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。
レスパイトケア	障がいのある人等が、福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

西都市障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：西都市

編集：西都市福祉事務所

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2-1

電話 0983-43-1206 F A X 0983-41-1382



西都市